

豊明市
子ども・子育て支援事業計画
【素案】

平成 27 年 2 月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	2
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 新制度の事業の全体像.....	4
(1) 現行制度の概要.....	4
(2) 教育・保育事業の新制度への流れ.....	5
(3) 子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業.....	6
(4) 保育認定について.....	9
(5) 保育標準時間と保育短時間について.....	10
(6) 豊明市の保育認定基準.....	11
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	13
1 統計による豊明市の状況.....	14
(1) 人口構成の状況.....	14
(2) 人口の推移と今後の推計.....	15
(3) 年少人口の推移と推計.....	15
(4) 世帯の状況.....	16
(5) 出生率の推移.....	16
(6) 出産割合.....	17
(7) 配偶関係.....	17
(8) 未婚率.....	18
(9) 女性の就労の状況.....	18
(10) 幼稚園等の状況.....	19
(11) 保育所の園児数について.....	19
2 ニーズ量調査 アンケート結果について.....	20
(1) 調査の目的.....	20
(2) 調査の対象.....	20
(3) 抽出方法.....	20
(4) 調査事項.....	20
(5) 調査期間.....	21
(6) 調査票の配布・回収方法.....	21
(7) 回収状況.....	21
(8) 調査結果の見方.....	21
(9) 結果概要.....	22
3 子育てママによるワークショップ.....	
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念.....	34

2	計画の基本目標	34
3	施策体系	36
第4章 子ども・子育ての施策		39
第5章 子ども子育て支援事業計画		67
1	教育・保育提供区域の設定について	68
	（1）法的な根拠	68
	（2）区域設定における国の方針	68
	（3）区域の設定におけるポイント事項	68
	（4）教育・保育その他子育て支援に関する施設の配置	69
2	教育・保育の量の見込みと確保方策	70
	（1）各年度における教育・保育の量の見込み	70
	（2）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	70
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	74
	（1）地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	74
	（2）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	75
4	教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容	83
	（1）教育・保育の一体的な提供の推進	83
	（2）幼稚園及び保育園と小学校との連携の推進	83
第6章 推進体制		85
1	計画の推進体制	86
2	進捗状況の管理	86
1	策定経緯	88
2	豊明市 子ども・子育て会議設置要綱	89
3	豊明市 子ども・子育て会議委員名簿	91
4	用語解説	92

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

国全体が抱える大きな社会問題のひとつである少子化が加速する現在、平成 25 年の合計特殊出生率（1 人の女性が一生の間に産む子どもの数）は 1.43 と、平成 24 年の 1.41 に比べ若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な 2.08 を大きく下回っています。一方で、夫婦が実際に産む子どもの人数の平均と、夫婦が理想とする子どもの人数の平均との間には開きがみられ、その理由として、子育てに関する不安感や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが指摘されています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加など、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況は変化し続けています。同時に平成 25 年は、戦後最も亡くなった人の数が多くなり、死亡数は 1 26 万 8,432 人で戦後最多を更新する一方で、出生数は 1 02 万 9,800 人で過去最少に低迷し、自然減は 23 万 8,632 人となり、これまでで最も大きな減少となりました。

国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められてきました。

平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことがめざされています。

本市は、平成 17 年度に「豊明市次世代育成支援行動計画（前期計画）とよあけキッズしあわせプランⅠ」、平成 22 年度に「豊明市次世代育成支援行動計画（後期計画）とよあけキッズしあわせプランⅡ」を策定し、市民、地域、行政の協働による子育て環境の整備に取り組んできました。

しかしながら、本市においても少子化や世帯規模の縮小、さらなる教育・保育のニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

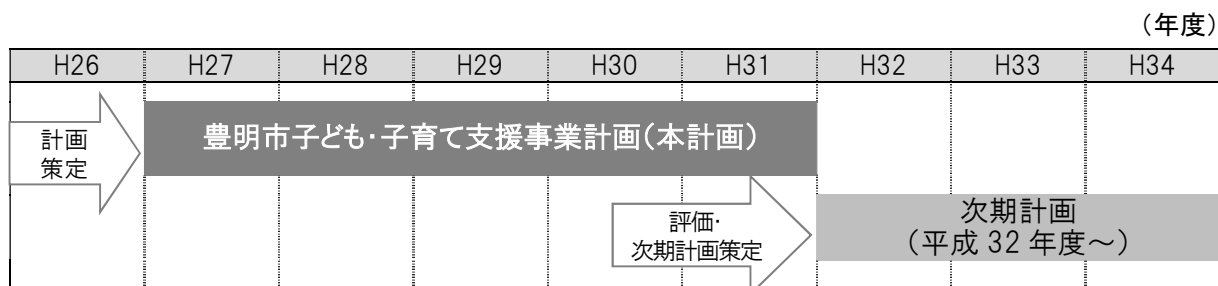
2 計画の法的根拠と位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第 2 条）と「子ども・子育て支援の意義に関する事項」をふまえた、同法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「豊明市次世代育成支援行動計画（後期計画）とよあけキッズしあわせプランⅡ」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「豊明市総合計画」や、その他関連計画が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 新制度の事業の全体像

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成 24 年8月に成立した、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。主なポイントは「保育の量的拡大・確保」「認定こども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

(1) 現行制度の概要

現行制度における各施設の概要は以下のとおりです。

① 認可保育所

保護者の労働や疾病などの事由により保育に欠ける0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で、都道府県の許可を受けた定員 20 人以上のものであります。児童福祉法に基づいています。

② 認可外保育施設

保育を行うことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ）が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。

③ 幼稚園

3歳から就学前の子どもに適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。

通常の就園時間の利用

幼稚園の預かり保育、通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ。

(2)教育・保育事業の新制度への流れ

新制度では、働きながら子育てしやすい環境の構築のため、保育の量的拡大及び確保に取り組みます。平成 26 年 4 月現在、豊明市に待機児童はいませんが、一部の保育所については、定員の上限に近い施設があります。

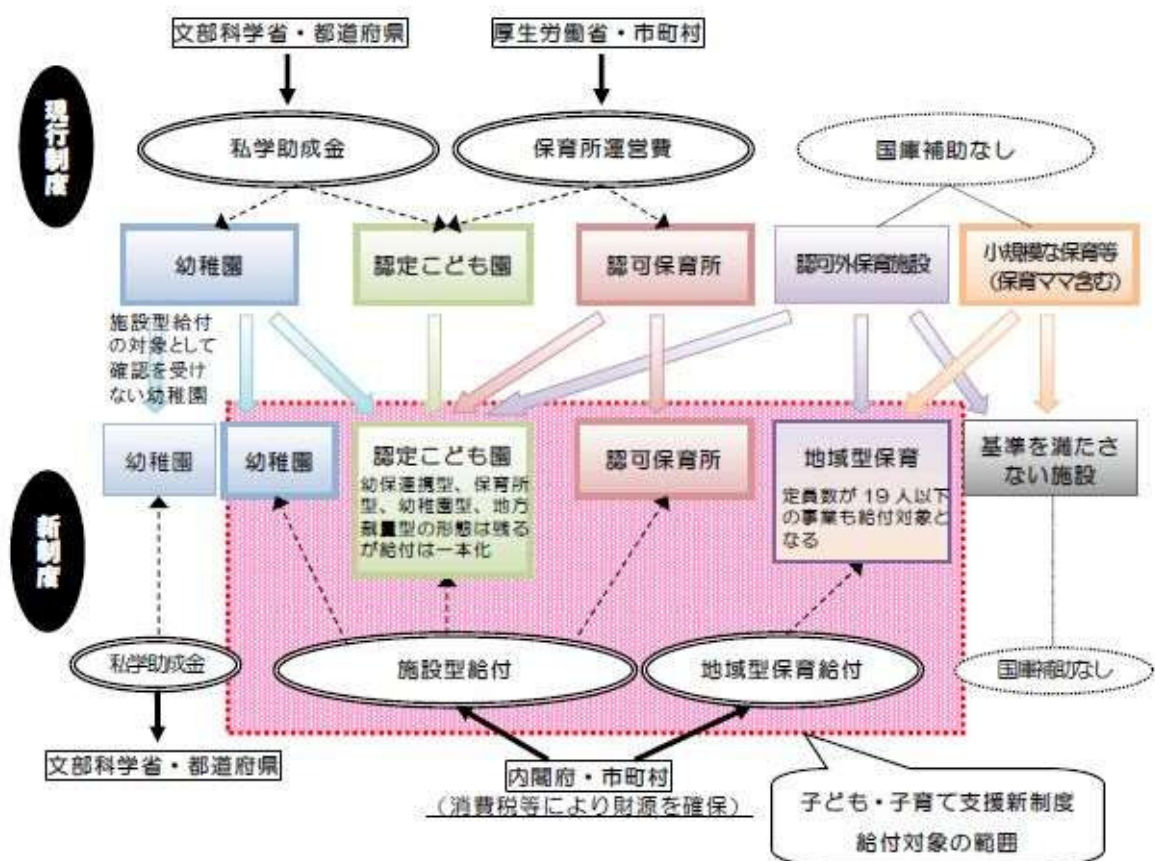
① 幼稚園・認可保育所の新制度への流れ

現行の幼稚園、保育園については、幼稚園が文部科学省管轄、認可保育所が厚生労働省管轄であり、財源も異なりましたが、新制度では施設型給付として財源が内閣府に一元化されます。

② 認可外保育施設及びその他小規模な保育等の新制度への流れ

現行の認可外保育施設（なかよし共同保育所、Baby Hugs 保育園、保育施設マミー）及び小規模な保育等は、これまで国庫補助の対象とされていませんでしたが、新制度においては、地域型保育事業として基準を満たすと、地域型保育給付対象となり財政支援が新たに行われます。

図表 新制度のポイント「保育の量的拡大・確保」



(3)子どものための教育・保育給付と地域子ども・子育て支援事業

新制度では大きく「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

① 子どものための教育・保育給付

学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育園・小規模保育等の施設を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

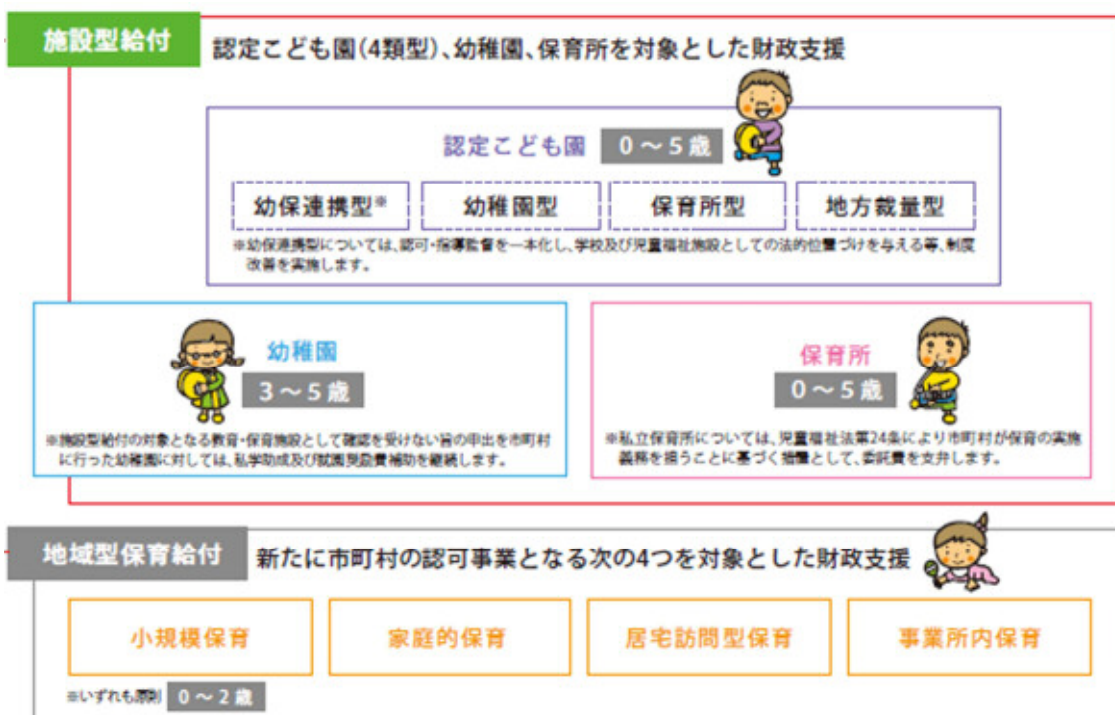
■ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」（豊明市にはありません）、「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設です。

■ 地域型保育給付

新制度では定員が 19 人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育事業の給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。



② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となります。

1、延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

2、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

3、子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

4、地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

5、一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

6、病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

7、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

8、妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

9、乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

10、養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

11、利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

12、実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

13、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

※12,13の事業については、後述の「量の見込み」と「確保方策」を定められていません。地域の実情に応じ、今後必要に応じ、実施を検討します。

(4) 保育認定について

① 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みになっています。

1 認定区分

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

（1）事由

ア. 就労

フルタイム他、パート、夜間の就労など基本的に全ての就労

イ. 就労以外の事由

保護者の疾病・障がい、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして豊明市が定める事由

2 区分（月単位の保育の必要量に関する区分）

ア. 保育標準時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用

イ. 保育短時間

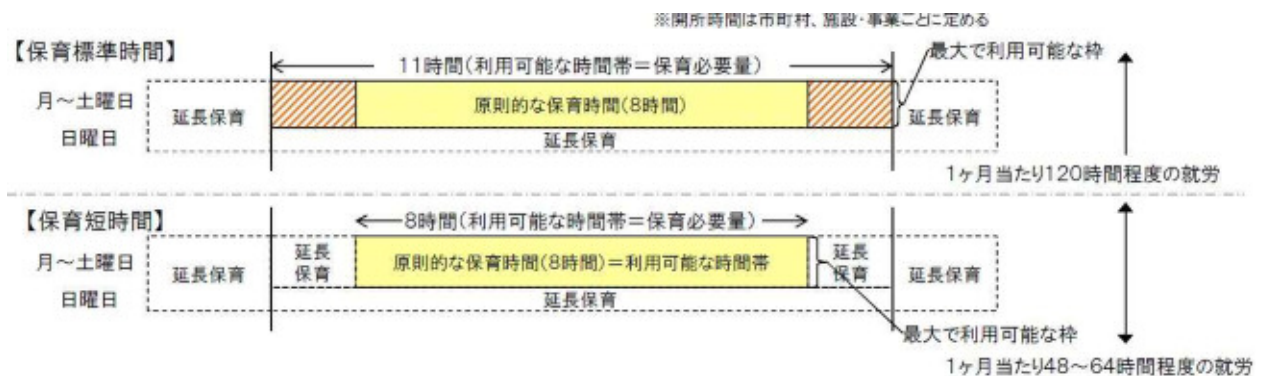
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
（豊明市では、下限時間を64時間と設定）

3 優先利用

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

(5) 保育標準時間と保育短時間について

図表 保育所利用時間の違い



保育標準時間： 主に両親ともにフルタイムの就労を想定。1日あたり11時間までの利用に対応するもの

保育短時間： 両親の両方またはいずれかがパートタイムの就労を想定。1日あたり8時間までの利用に対応するもの

教育標準時間： 1日あたり4時間程度の幼児教育の時間

(6)豊明市の保育認定基準

- ① 1月において、60時間以上労働することを常態とすること。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 次のいずれかに該当すること。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - イ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- ⑧ 次のいずれかに該当すること。
 - ア 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（アに該当する場合を除く。）
- ⑨ 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

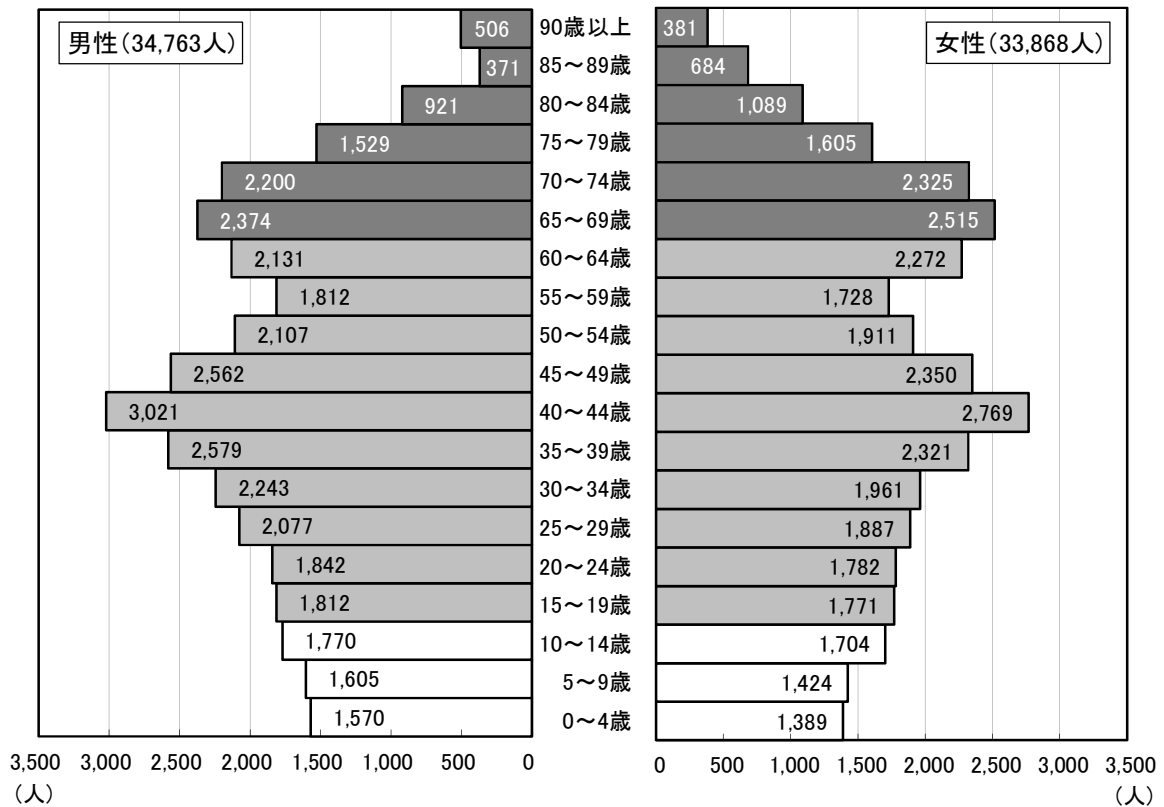
1 統計による豊明市の状況

(1)人口構成の状況

平成 25 年の豊明市の年齢別人口(5歳階級別)をみると、男女ともに 40～44 歳が最も多く、次いで 65～69 歳となっており、40 代前半と 60 代後半の2つのピークがみられます。

年少人口の割合は若くなるにつれて少なくなっています。

■年齢別人口(平成 26 年)

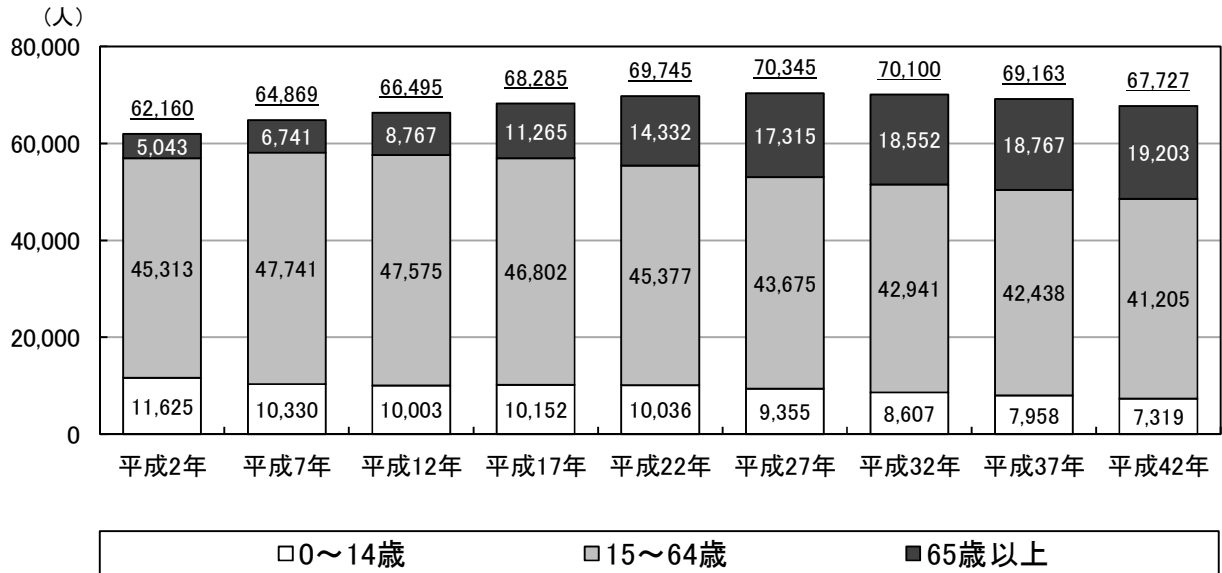


資料：住民基本台帳(平成 26 年 10 月)

(2) 人口の推移と今後の推計

今後の人口推計をみると、豊明市は平成 27 年から平成 32 年までの5年間をピークに、減少に転じていくと推計されています。また高齢者数は、今後増え続けると予想され、平成 37 年（2025 年）には高齢化率が 27%と 4 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者となる見込みです。

■豊明市の人口推計（人口問題研究所より）

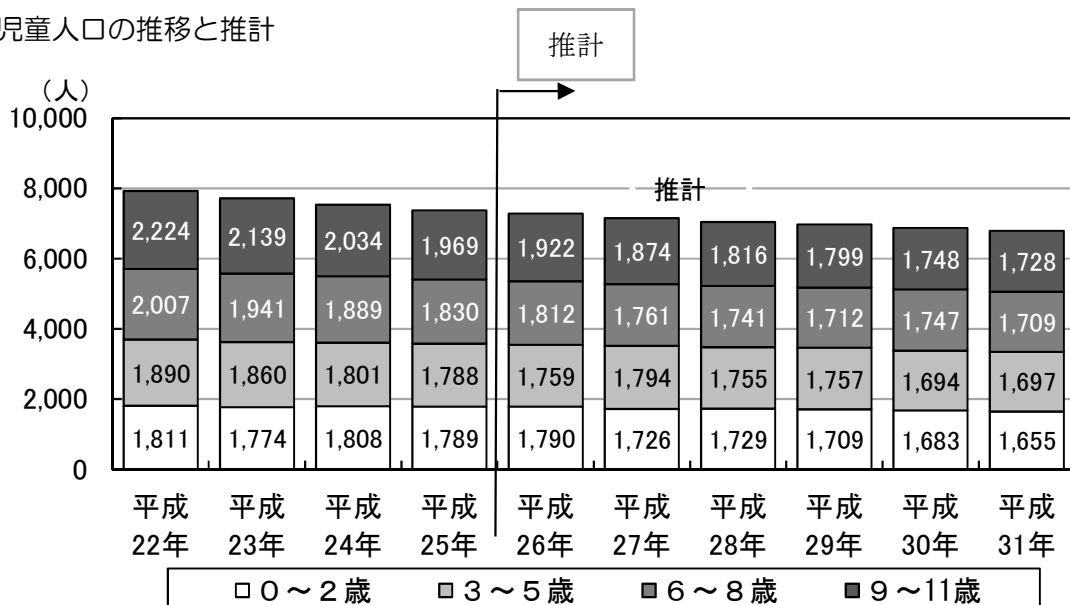


資料：人口問題研究所 豊明市の人口推計

(3) 年少人口の推移と推計

平成 22 年から平成 31 年までの推計を含めた 11 歳未満の年少人口の移り変わりをみると、児童人口は減少すると見込まれています。

■児童人口の推移と推計

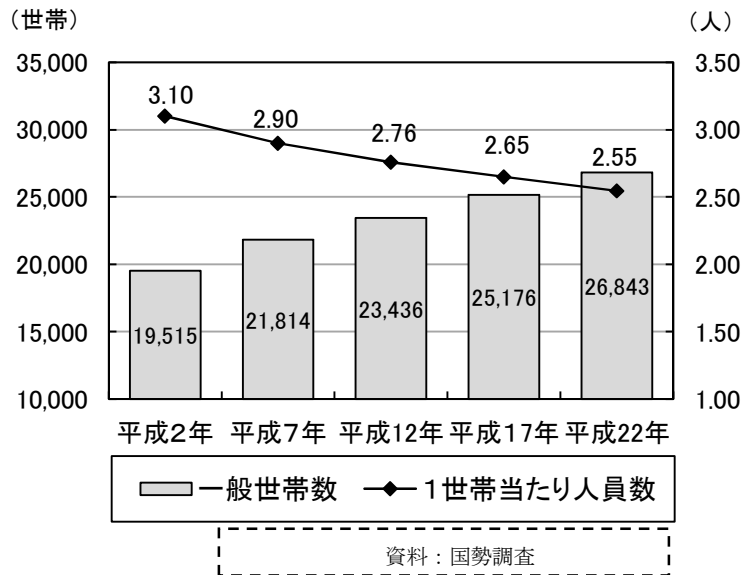


推移：住民基本台帳(各年 10 月)
推計：コーホート変化率法による推計値

(4)世帯の状況

豊明市の世帯数をみると、平成2年から一貫して増加し、平成22年には26,843世帯となっています。一方で1世帯あたりの世帯人員は減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

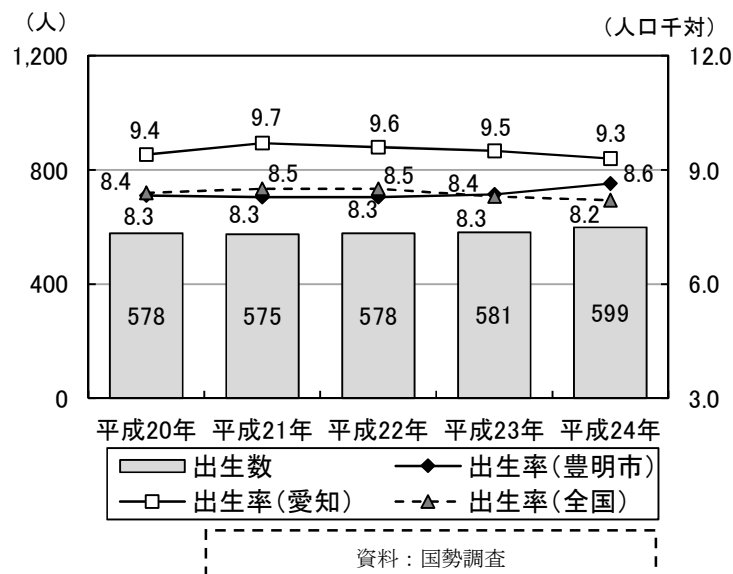
■世帯数及び1世帯あたり世帯人員の推移



(5)出生率の推移

豊明市の出生数をみると、年間に570人から600人の新生児が生まれています。出生率については全国平均とほぼ同じ数値となっています。

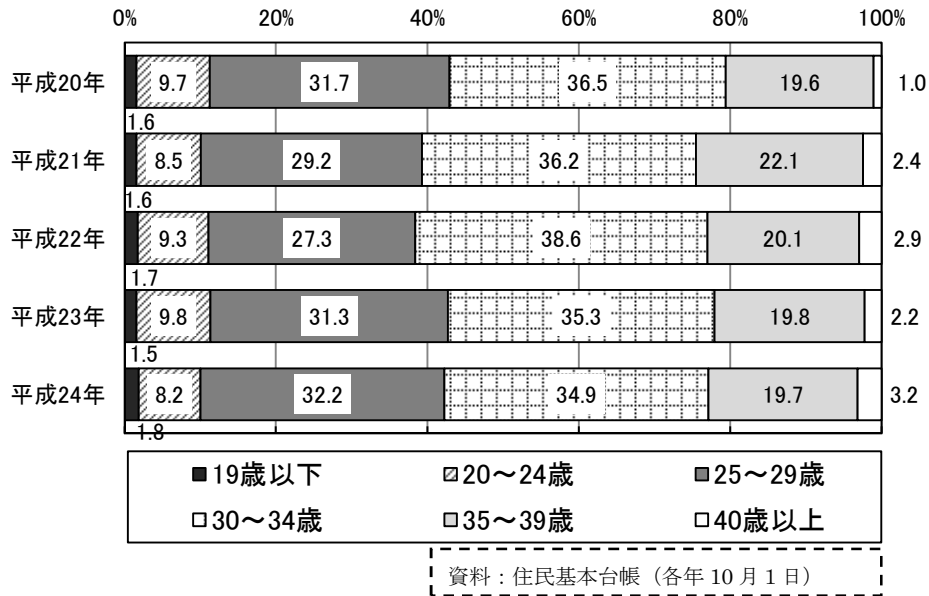
■出生率と出生数について



(6) 出産割合

豊明市の母親の年齢別出産割合をみると、24歳以下で出産する割合が減少する一方、40歳以上の出産割合が増加しており、出産する年齢が高齢化傾向になっていることがわかります。

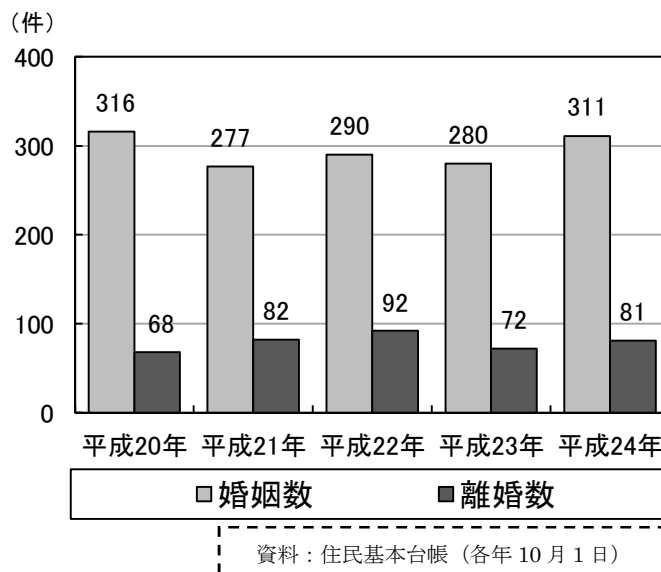
■ 年齢別出産割合



(7) 配偶関係

豊明市の婚姻数と離婚数をみると、婚姻数はこの5年間増減を繰り返しながら、300件前後で推移しています。離婚数については平成20年の68件に比べ、平成24年は81件となっており、離婚数が増えている傾向がみられます。

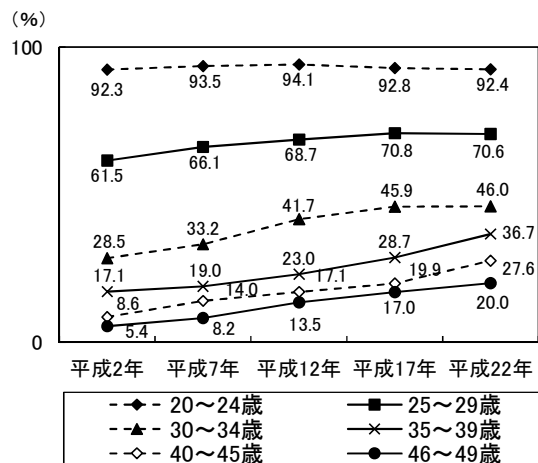
■ 婚姻数と離婚数



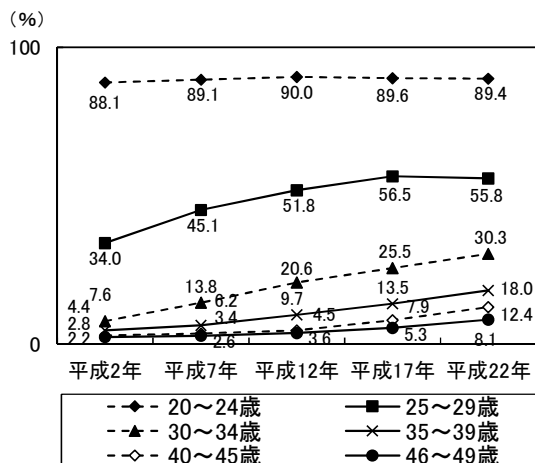
(8) 未婚率

豊明市における未婚率をみると、男性、女性ともに、全ての年齢層で以前と比べ上昇傾向にあります。

■ 男性の未婚率の推移



■ 女性の未婚率の推移

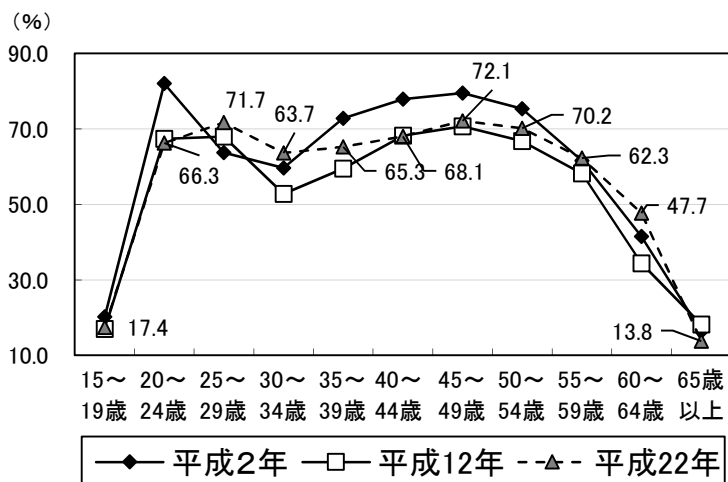


資料：国勢調査

(9) 女性の就労の状況

豊明市における女性の就業率をみると、平成22年の数値は、平成12年に比べると全体的に上がっていますが、20年前の平成2年の就業率に比べ、下がっていることがわかります。

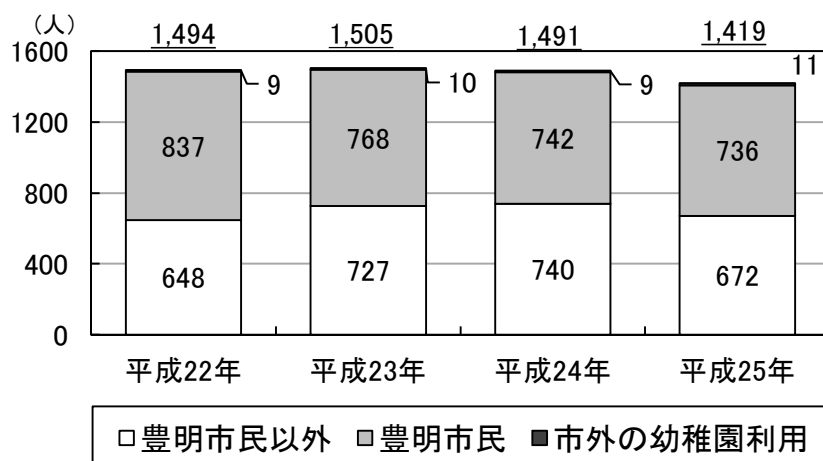
■ 女性の就業率



資料：国勢調査

(10) 幼稚園等の状況

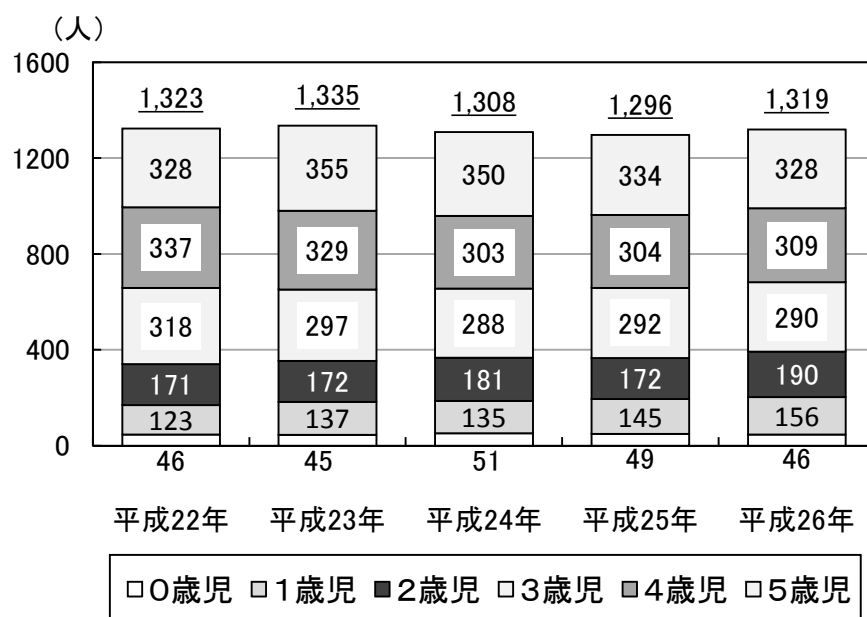
豊明市の幼稚園児数をみると、豊明市外からの幼稚園利用者が648人から多い年には740人が利用しています。一方で豊明市外の幼稚園へ通っている園児は10人前後となっています。市内の幼稚園へ通う児童数は、およそ1,500人から1,400人の間で推移しています。市内の児童は減少傾向にあります。名古屋市緑区など人口が増えている地区が隣接しており、今後も市外からの幼稚園利用者が多く見込まれています。



資料：とよあけの統計

(11) 保育所の園児数について

豊明市の保育園児数をみると、0歳、1歳、2歳のいわゆる「3歳未満児」の割合が増えており、今後も利用者の増加が見込まれています。



資料：とよあけの統計

2 ニーズ量調査 アンケート結果について

(1)調査の目的

平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする『豊明市子ども・子育て支援事業計画』を策定するため、市民の子育て状況や要望・意見を把握し、計画策定のための基礎資料とする。

(2)調査の対象

①市内在住の就学前児童（0～5歳）の保護者（就学前児童調査）

②市内在住の小学生（6歳～11歳）の保護者（小学生児童調査）

※年齢は、平成 26 年 1 月 1 日現在

(3)抽出方法

①抽出数

未就学児：2,000 人 小学生：1,000 人

②対象年齢

・未就学児・・・平成 19 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日生まれ

・小学生・・・平成 16 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれ

③住所要件

豊明市内在住

上記①②③の条件下でのランダム抽出

(4)調査事項

①就学前児童調査

児童及び世帯の状況、父母の就労状況及び就労希望、幼稚園、保育所等の利用状況及び利用希望等

②小学生児童調査

児童及び世帯の状況、父母の就労状況及び就労希望、放課後児童クラブの利用状況及び利用希望等

(5) 調査期間

①就学前児童調査

平成 26 年 2 月 18 日（火）～ 3 月 3 日（月）

②小学生児童調査

平成 26 年 2 月 18 日（火）～ 3 月 3 日（月）

(6) 調査票の配布・回収方法

①就学前児童調査

郵送による配布・回収

②小学生児童調査

郵送による配布・回収

(7) 回収状況

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	2,000	1,037	51.8%
小 学 生 児 童	1,000	498	49.8%
合 計	3,000	1,535	51.1%

(8) 調査結果の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

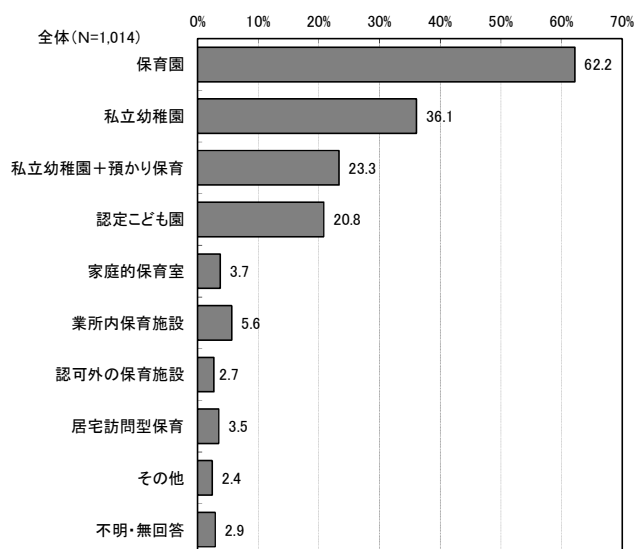
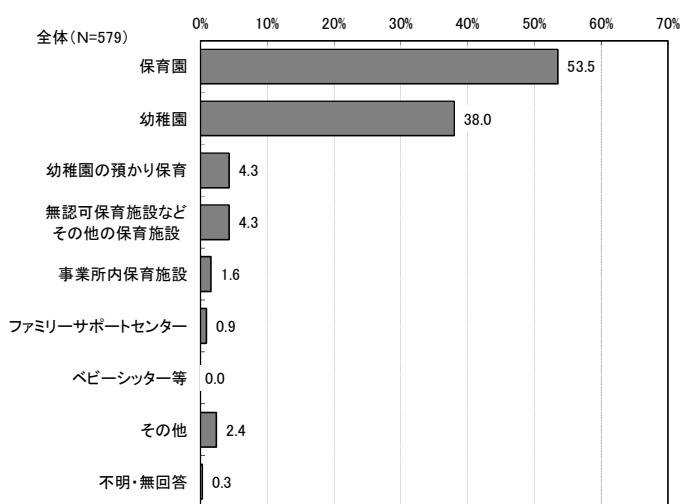
(9) 結果概要

① 保育所や認定こども園等を望むニーズについて

現在ならびに今後ともに、「保育園」のニーズが最も高く、次いで私立幼稚園は預かり保育希望を合わせるとニーズが高いことがわかります。また、市内にはない「認定こども園」の利用希望が20.8%と、保育利用でも教育ニーズが多いことがうかがえます。

【現在の平日の教育・保育事業の利用状況】

【今後の平日の教育・保育事業の利用希望】

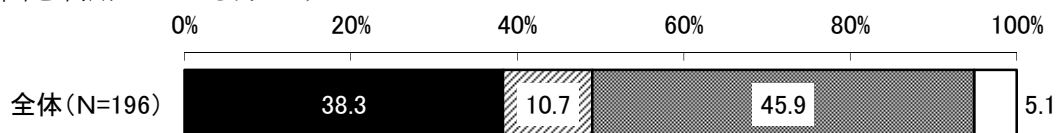


② 長期休暇中の定期的な教育・保育の利用意向について

幼稚園の利用者において、長期休暇中に「週に数日は利用したい」が45.9%と高く、「ほぼ毎日利用したい」を加えると50%以上となっています。

【長期休暇中の利用希望】

※幼稚園を利用している方のみ



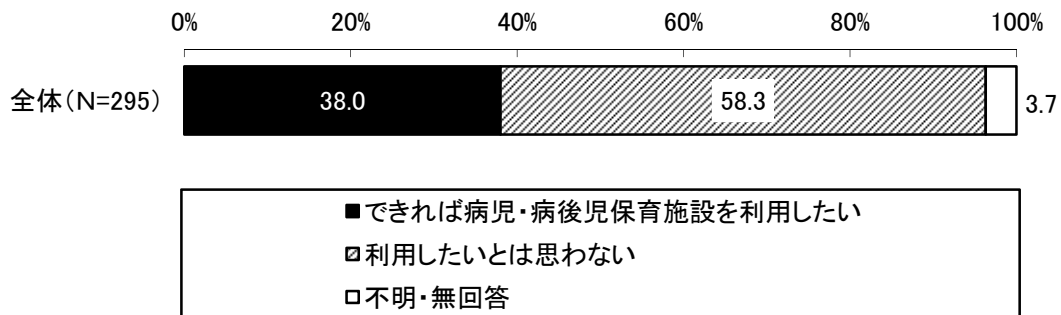
- 利用する必要はない
- ▣ ほぼ毎日利用したい
- ▨ 週に数日は利用したい
- 不明・無回答

③病児・病後児保育事業の利用意向について

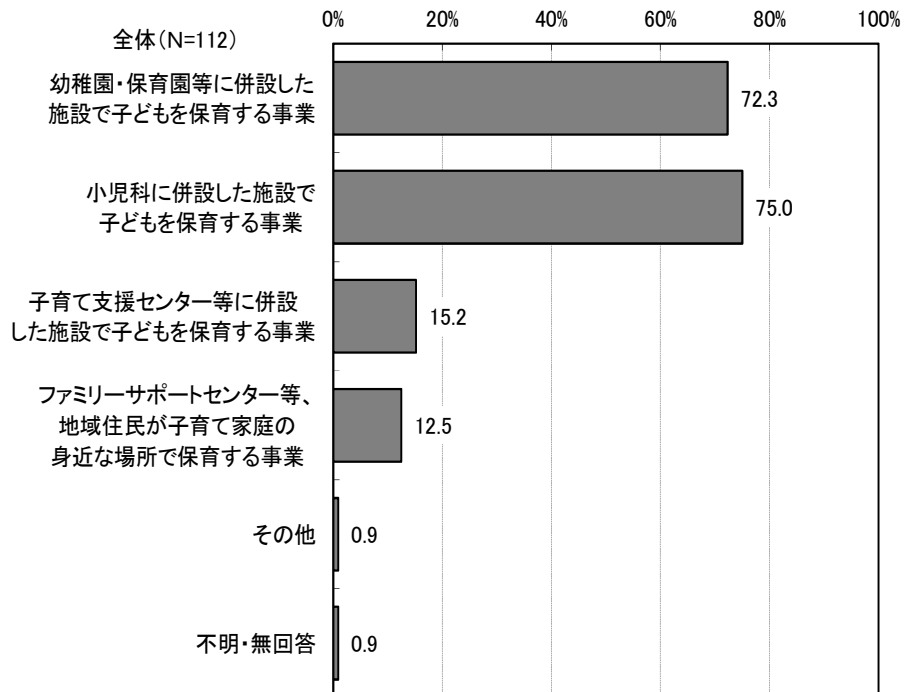
病児・病後児保育事業を「できれば利用したいと思った」が38.0%となっています。
 病児・病後児保育事業を行う上で、最も望ましい事業形態については「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が75.0%と最も高く、次いで「幼稚園・保育園等に併設した施設で子どもを保育する事業」が72.3%となっています。

【病児・病後児保育の利用希望】

※保護者が就労していて、母親または父親が仕事を休んで見た、と答えた方



【望ましい事業形態】



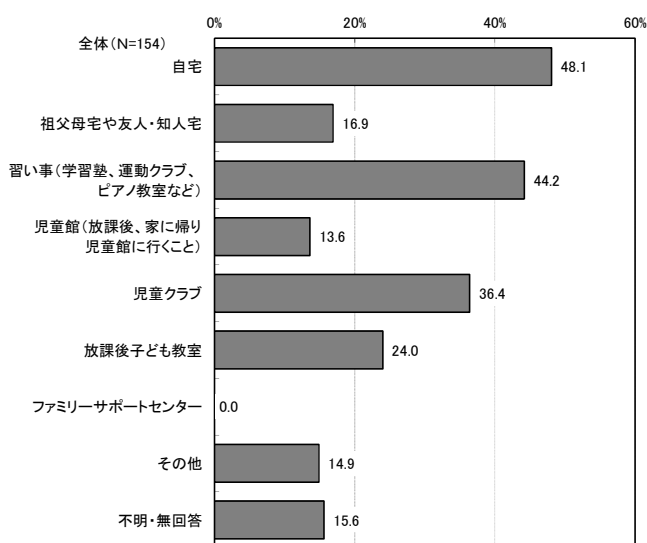
④放課後の過ごし方（児童クラブの利用等について）

低学年については「自宅」が最も高く、次いで「習い事」が高くなっています。高学年については「習い事」が最も高く、次いで「自宅」が高くなっています。

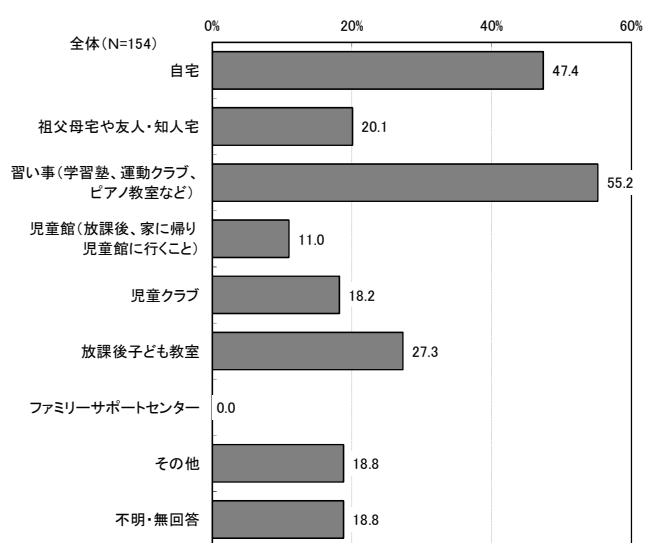
児童クラブの利用意向については、「自宅」「習い事」ほどのニーズはありませんが、低学年時の利用希望は40%ほど、高学年時の利用希望も20%弱と一定のニーズがうかがえます。児童クラブの利用時間については、「18時まで」が低学年、高学年ともに最も高い割合となっています。

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか ※5歳児のみ回答

【低学年で過ごさせたい場所】



【高学年で過ごさせたい場所】



児童クラブ利用時間（下校時～何時まで利用したいか）

【低学年】

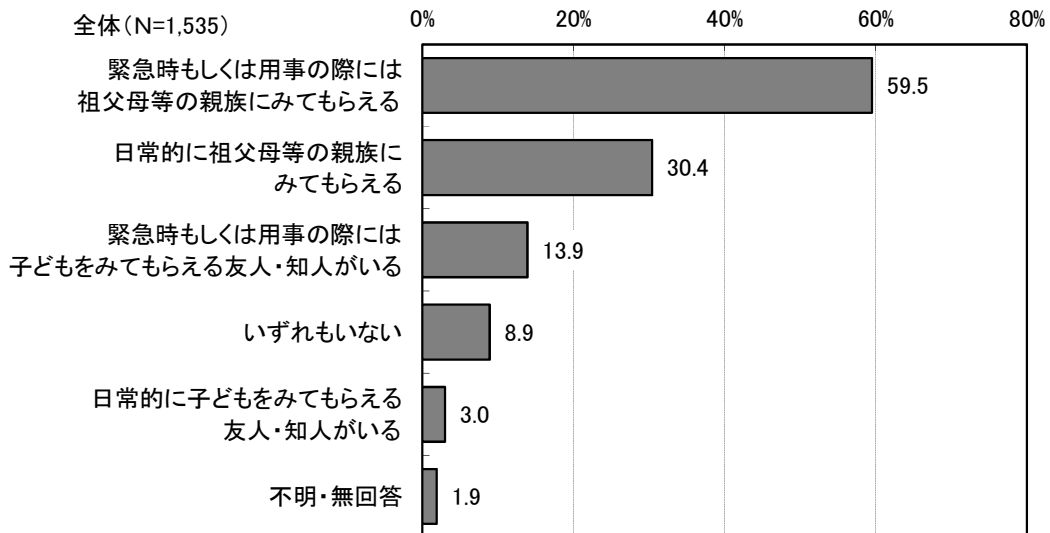
※下校時 までから N=56		
	件数	(全体)%
15時以前	1	1.8
16時	3	5.4
17時	14	25.0
18時	25	44.6
19時	8	14.3
20時	1	1.8
不明・無回答	4	7.1

【高学年】

※下校時 までから N=28		
	件数	(全体)%
15時以前	1	3.6
16時	1	3.6
17時	6	21.4
18時	8	28.6
19時	4	14.3
20時	0	0.0
不明・無回答	8	28.6

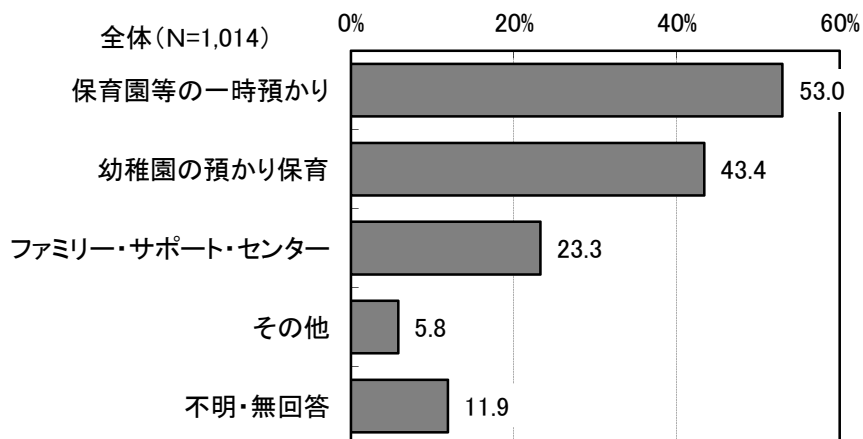
⑤子どもを預かってもらえる人の有無

日常的もしくは緊急時や用事の際、祖父母等の親族にみてもらえる割合が合わせて約9割と、概ね親族に子どもを預けることが多いことがうかがえます。



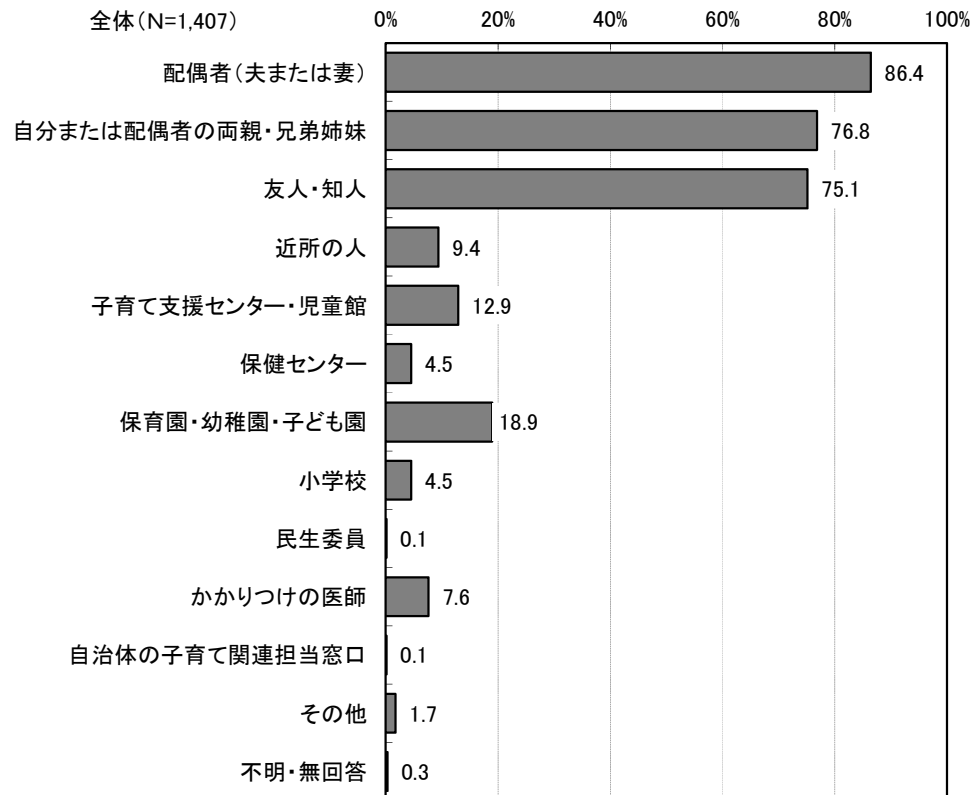
⑥利用したい子育て支援事業

保育園の一時預かりや幼稚園の預かり保育については、多くの利用意向があります。一方、ファミリー・サポート・センターを利用したいと考えている保護者も23.3%となっており、潜在的な需要は少なくないとみられます。



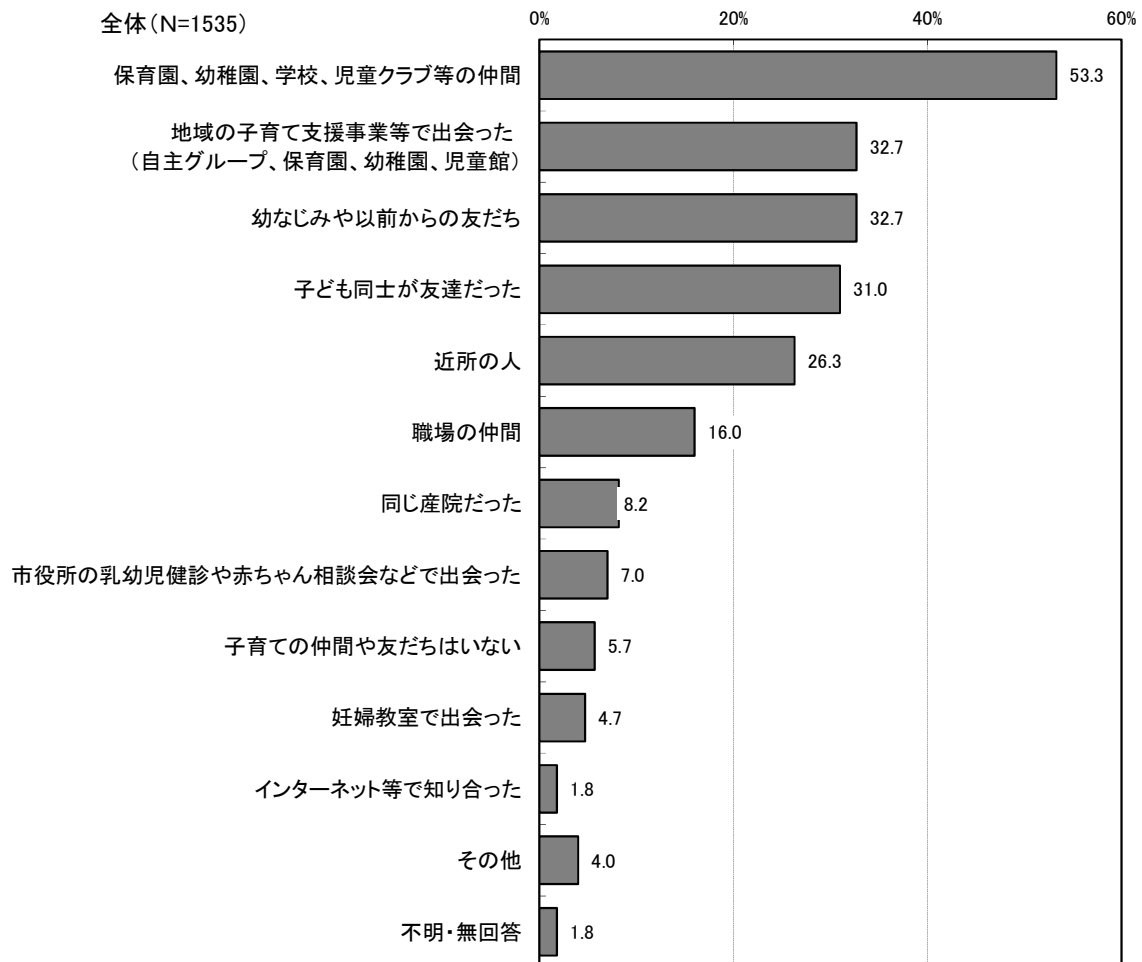
⑦子育てを相談できる人や場所

配偶者もしくは両親、兄弟姉妹、友人・知人の割合が高くなっています。一方で子育て支援サービスへの相談割合は全体的に低くなっています。



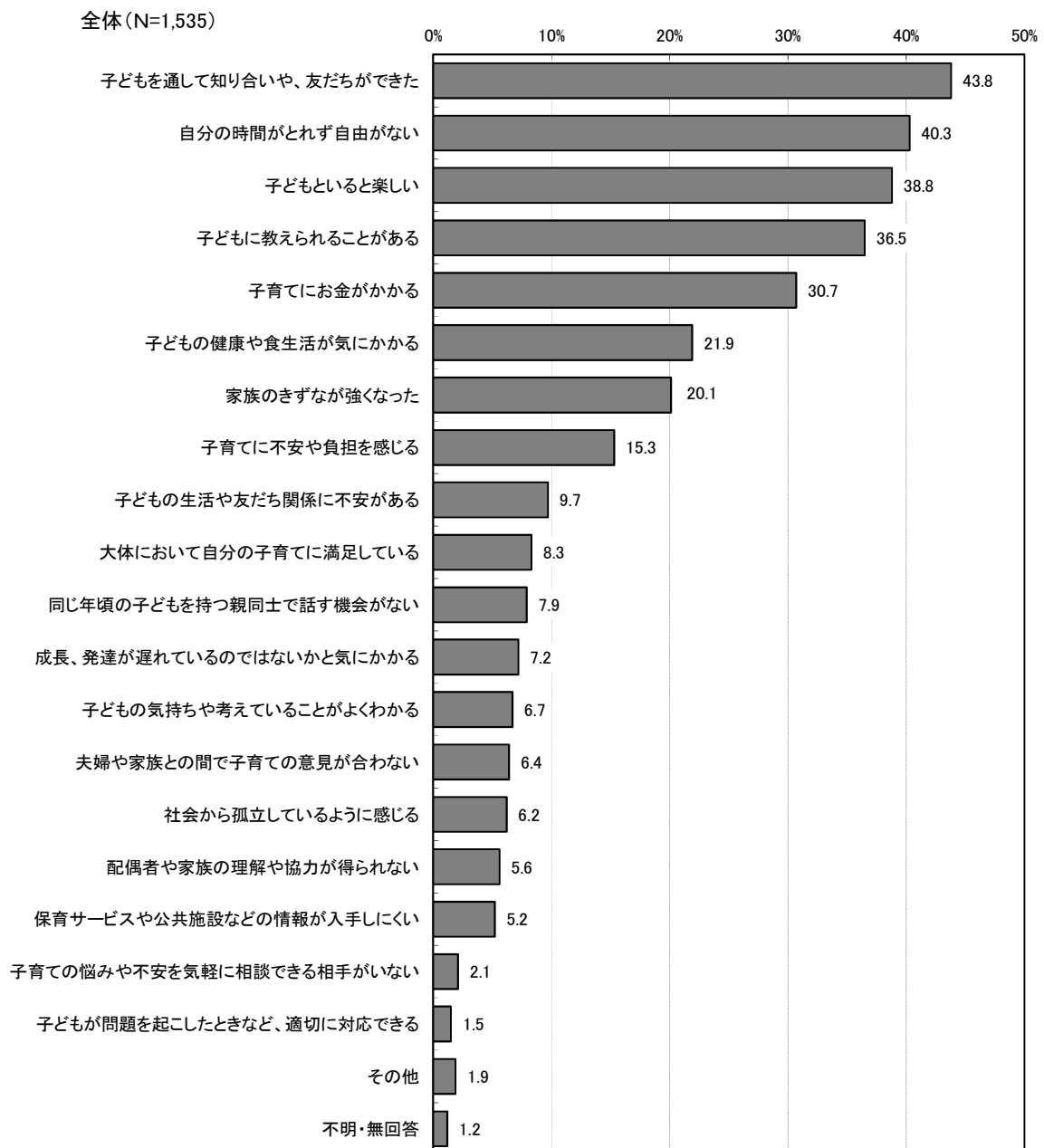
⑧子育ての仲間や友達になったきっかけ

子育てしている保護者同士が仲間や友達になったきっかけをみると、「保育園、幼稚園、学校、児童クラブ等の仲間」が最も多く、次いで「地域の子育て支援事業等で出会った」や、「幼なじみや以前からの友達」が多くなっています。



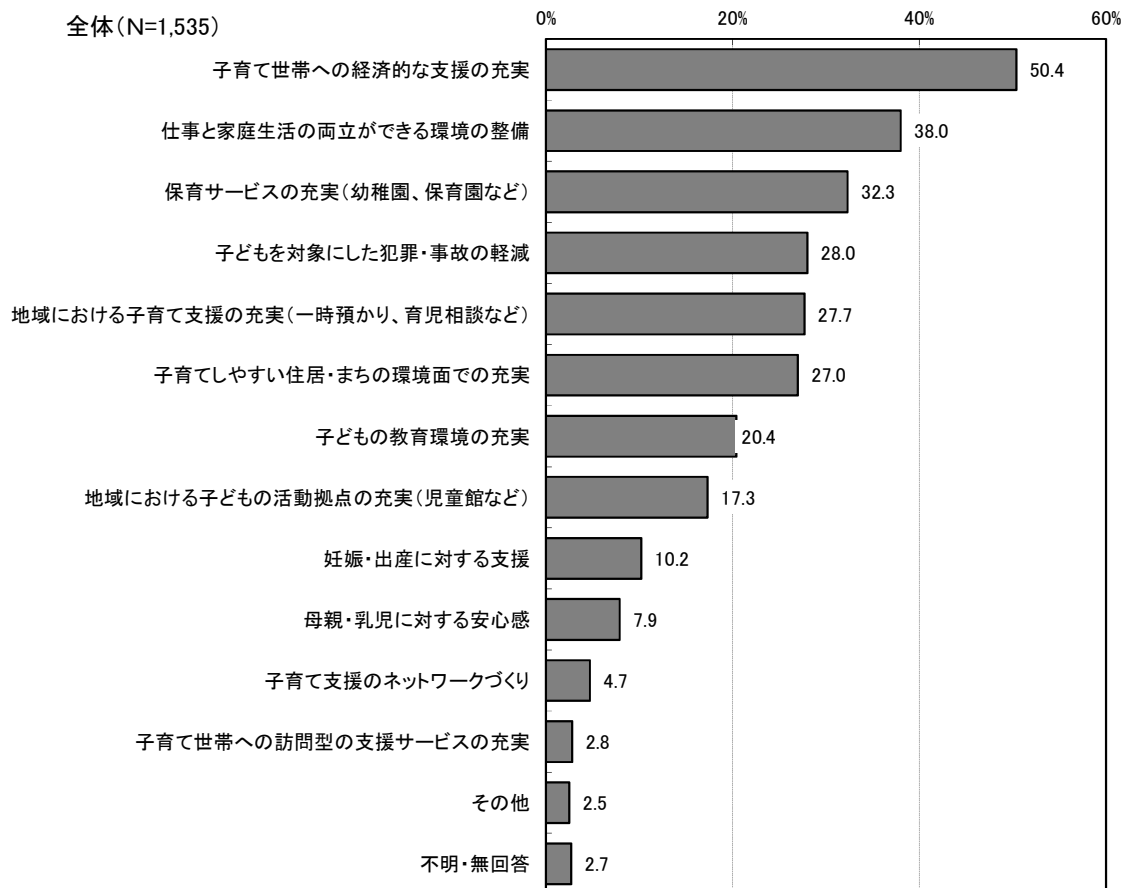
⑩子育てをするうえで感じること

子育てについて保護者が感じることについては、前向きな意見が多く、子どもを通じて知り合いが増えたり、子どもに教えられたり、家族のきずなが強くなったなど、保護者自身が受ける幸福感についての意見が多く見られます。



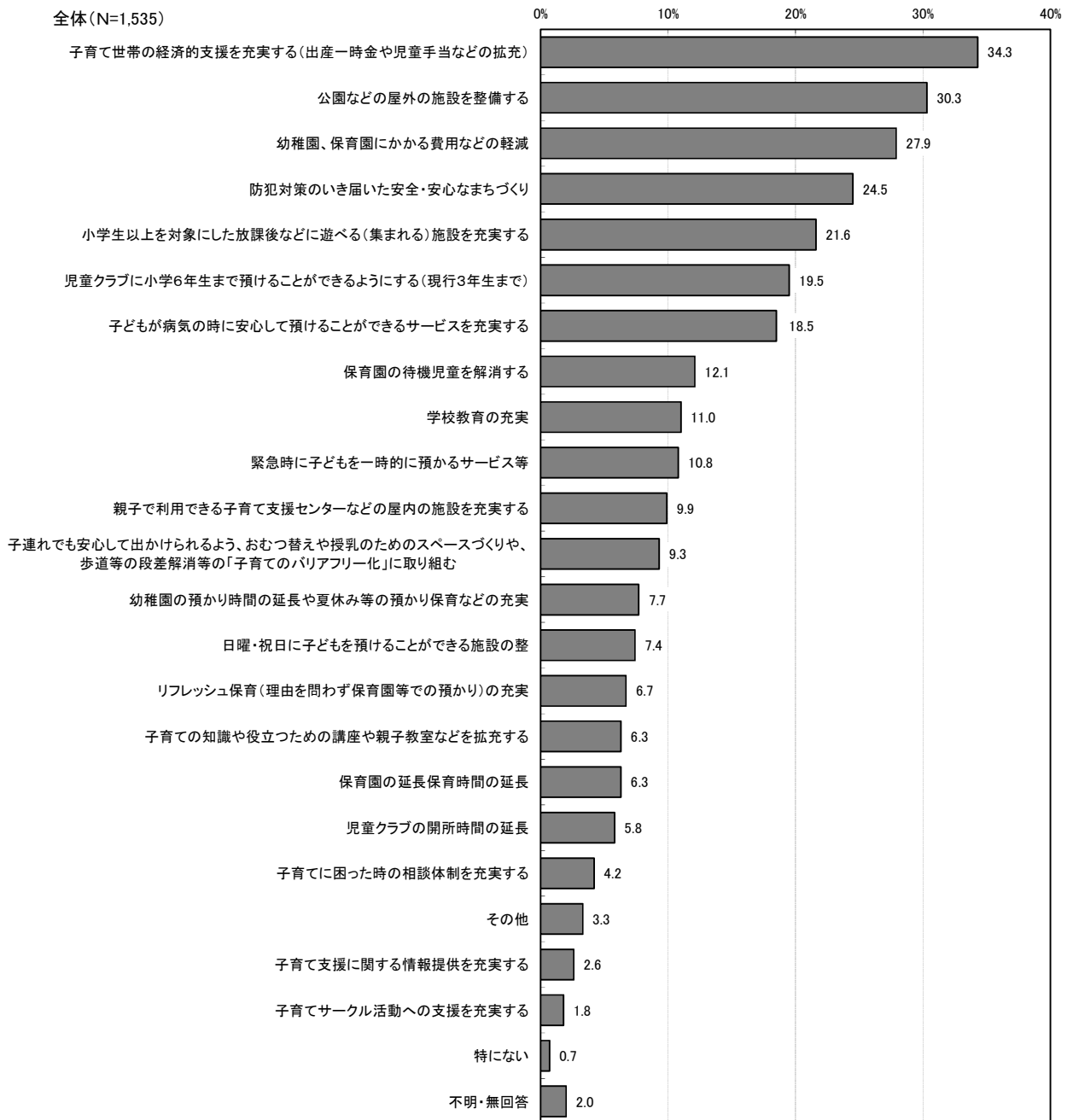
⑪子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じるか

「子育て世帯への経済的な支援の充実」が最も多い意見でしたが、「仕事と家庭生活の両立ができる環境の整備」が2番目に多く、働きながら子育てをしている保護者が、職場に対して、または子育て支援事業全般に対して、「働きやすく」且つ、「預けやすい」環境を求めている実情がうかがえます。



⑫どのような子育て支援策の充実を図ってほしいと期待するか

経済的な支援についての意見が最も多く、次いで「公園などの屋外の施設を整備する」や「防犯対策のいき届いた安全・安心なまちづくり」など、施設の充実へのニーズが高いことがうかがえます。



ちょっと一息

豊明のママたちが集まってワークショップをしました

子育て支援センターすまいるで「子育てしていて幸せを感じること」「豊明市で子育てする上でもっとよくなる事」をテーマに、ママだけのワークショップ「子育てカフェ」を開催しました。

集まってくれた15人のママたちは、お子さんの年齢もバラバラ。はじめはちょっとぎこちなかった話合いも、時間が経つにつれてみんな慣れてきて、子育てのコツや楽しみや悩みについて、盛んに意見をだしあい、笑いが絶えないワークショップになりました。

(1)ママたちの声

- 保健センターでの相談が良かった（保健師さんの相談が親切で丁寧、相談しやすい環境）
- 子どもの成長への喜び（日々の成長に幸せを感じる、全身で愛情を示してくれる）
- 病院等、施設に恵まれている（大きな病院がある、近所に病院がある）

(2)話合いの感想

- 今回のように、ママ同士の情報交換する機会があると良い



豊明市の子育て支援に関する課題まとめ

子育てに関するニーズ調査、ワークショップ、市の子育て支援の現状を鑑み、豊明市における子育て支援について取り組むべき方向性を課題として以下の5つにまとめました。

求められていること1

不妊治療サポート、穏やかな妊娠期、各種手当、育児の相談ができる環境、



基本目標（1）妊娠期から乳幼児の健やかな子育てを支援する

詳細は P40 から

求められていること2

市民による子育て支援活動、ボランティア育成、活動支援



基本目標（2）地域社会みんなで子育て家庭を応援する

詳細は P48 から

求められていること3

仕事の子育ての両立のための支援、気軽に利用できるサービス体制

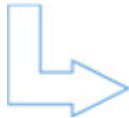


基本目標（3）働きながら子育てする家庭を支援する

詳細は P53 から

求められていること4

安心・安全、人々のつながりを支援、障がい児への配慮、地域で安心して暮らせる

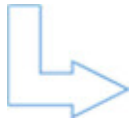


基本目標（4）すべての子どもを取り巻く環境の整備

詳細は P58 から

求められていること5

教育環境の充実、情操教育の推進、



基本目標（5）より良い育ちのための教育や活動の充実

詳細は P63 から

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、豊明市が目指すべき基本理念として、次のとおり掲げます。

つなぐ あしたへ しあわせな子どもが育つまち とよあけ

国では、「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針を打ち出しています。

本市においては、本計画の前身にあたる「豊明市次世代育成支援行動計画」において、前期計画では、子どもが健やかに育ち、子どもを安心して生み育てることができるまち、を目指して、後期計画ではその子どもたちが自らの将来に夢を持ち、自分の“まち”に愛着がもてるようなまちづくりを目指してきました。

今回の計画においては、この流れを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくと共に、「つなぐ あしたへ しあわせな子どもが育つまち とよあけ」を基本理念に子ども・子育て支援を推進することとします。

2 計画の基本目標

これまで豊明市では、「豊明市次世代育成支援行動計画（後期計画）とよあけキッズしあわせプランⅡ」の基本方向を受け、この計画の基本理念の実現にむけ、基本目標を据えるとともに施策の方向に沿った総合的な施策を展開してきました。しかしながら、子どもと子育てを取り巻く状況が大きく変化している中、「家族や親が子育てを担う」、そしてそれを、「社会全体で子育てを支える」「子どもと子育てを応援する社会」を実現することが今まさに取り組むべき課題となっています。

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化する状況のなか、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあい・助けあいの仕組みを構築する必要があります。

この計画の推進にあたっては、これまで取り組んできた「豊明市次世代育成支援行動計画（後期計画）とよあけキッズしあわせプランⅡ」の考えを継承しつつ、次の5つを基本目標とし、計画の推進を図ります。

基本目標（１）妊娠期から乳幼児の健やかな子育てを支援する

少子化が進行する現在、親となる世代が「安心して出産できる」と感じることが
できる環境づくりが求められています。

キーワード：助成、相談、手当、健診、訪問、栄養士

基本目標（２）地域社会みんなで子育て家庭を応援する

このまちで生まれた子どもは、地域の宝です。地域住民皆で、子育てをバックア
ップし、子どもが健やかに育つことができる環境づくりを推進します。

キーワード：市民、ボランティア、

基本目標（３）働きながら子育てする家庭を支援する

保護者が子育てを楽しみながら、仕事を続けられる就労環境ならびに子育て環境
を創るため、様々なニーズに対し柔軟に対応できる支援体制を構築し、保護者が気
軽にサービスを利用できるようにします。

キーワード：保育の充実、児童クラブ

基本目標（４）すべての子どもを取り巻く環境の整備

地域の中で子ども同士が安心・安全に交流できるように、参加する人々のつな
がり支援し、同時に快適な居場所づくりに努めます。障がいなどの配慮が必要な子
どもの特性に合わせた支援を実施し、地域で安心して暮らせることができるよう
に取り組みます。また、安全・安心な子育てのため、特に求められる歩行者や通学路の
安全確保への取組を推進します。

キーワード：安全・安心、障がい、防犯、虐待、ボランティア

基本目標（５）より良い育ちのための教育や活動の充実

教育の充実は、子どもにとって欠かすことができない非常に大切な要素です。児童・
生徒のより良い成長を促すことができるよう、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高
校の連携と交流を推進します。魅力あるカリキュラムの実施により、自己や他者との
対話を通して、周囲との適切な関係構築ができ、豊かな人間性を育むことができ
るような環境の整備に取り組みます。

キーワード：教育、ふれあい、体験、まちづくり

3 施策体系

豊明市次世代育成支援計画の方向性や施策を引きつぎ、豊明市の子ども・子育てに関する施策全般について取組を進めます。

	基本目標	主な施策内容
つなぐ あしたへ しあわせな子どもが育つまち とよあけ	(1) 妊娠期から乳幼児の健やかな子育てを支援する	(1)-1 妊娠前からはじまる育児のサポート (1)-2 育児における経済的支援 (1)-3 乳幼児期の健診と育児相談
	(2) 地域社会みんなで子育て家庭を応援する	(2)-1 市民活動の広がりとそのサポート体制の構築 (2)-2 まちの中にある様々な子育て支援施設やサービス
	(3) 働きながら子育てする家庭を支援する	(3)-1 保育サービスの充実 (3)-2 就学児童の保育

(4)
すべての子どもを
取り巻く環境の整
備

(4)-1 安全・安心のまち整備

(4)-2 配慮が必要な子どもへの支援

(5)
より良い育ちのた
めの教育や活動の
充実

(5)-1 子どもの育ちを大切にした指導と体験

第4章 子ども・子育ての施策

5つの基本目標ごとの、具体的な取組内容は次のとおりです。

基本目標1

妊娠期から乳幼児の健やかな子育てを支援する

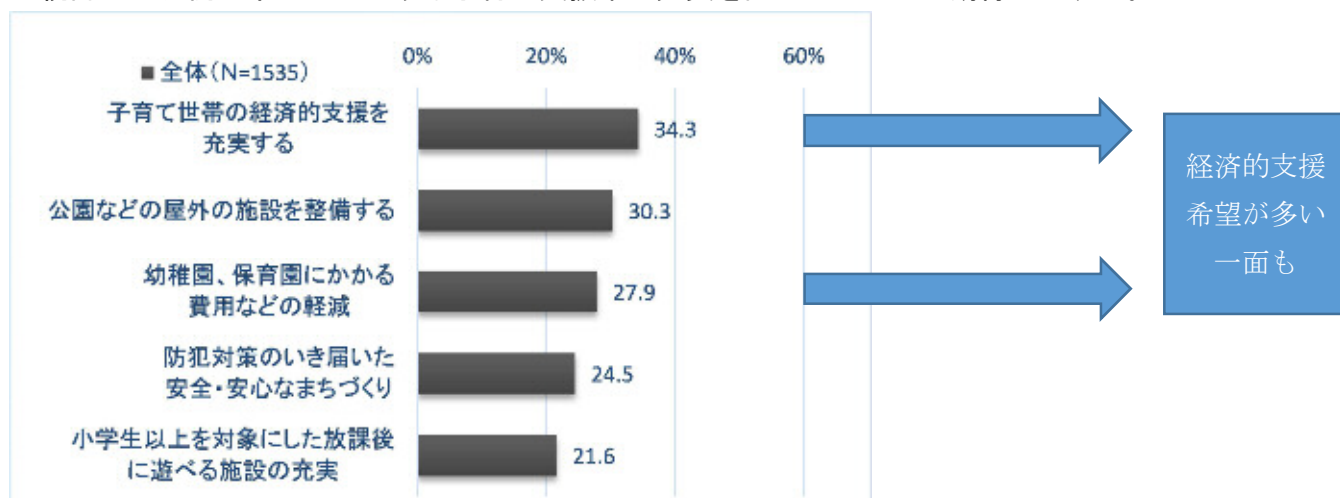
豊明市における子育てにおいて、幼児期の子どもの健やかな育ちのために、保護者や子育て支援者、保育所・幼稚園、学校が連携し、効果的な子育て支援を実現します。

子どもの健やかな成長、ならびに保護者の育児不安に対する支援として、子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。あわせて、子どもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実を図るとともに、それぞれの親子の状況に応じた育児相談や適切な発達支援などに努めます。また各種事業を通じ、親子同士の交流や仲間づくりを促進します。

【現状と課題】

- ・ 妊娠期の母親に対する支援の充実が必要
- ・ 子育てしている母親同士のつながりづくりが求められている。

■統計データ例：市にどのような子育て支援策の充実を図ってほしいと期待しますか。



【基本目標1で取り組む3つの方向】

- ① 妊娠前からはじまる育児のサポート
- ② 育児における経済的支援
- ③ 乳幼児期の健診と育児相談

【施策例】

不妊治療サポート、各種手当、育児の相談ができる環境づくり、交流の場を提供

取組①

妊娠時から始まる育児のサポート

妊娠から出産、乳幼児期の生活環境は、子どもの育ちだけでなく、人格を形成する上で、とても重要な要素です。

現代人の生活スタイルの多様化により、保護者が夜遅くまで起きている等、不規則な生活が多くなる中、出産や育児不安を抱える親が数多くいるため、心のケアや育児相談等「子育てのための親の育ち」が求められています。そのため本市では、気軽に子育てに関して相談できる環境づくりや、先輩パパ・ママからアドバイスがもらえるなどの、「心の安心」につながる妊娠期での支援を推進する他、不妊治療の負担分を軽減するなどの支援を実施します。

【施策に関連する市民の皆さんからのご意見】



妊婦健診の負担を軽くしてほしい

育児について勉強できる場があるといいわ

先輩ママと交流して、アドバイスほしいな



推進する事業



1	不妊治療費の補助制度	担当課	健康推進課
不妊治療等助成金交付、人工授精の費用の一部を助成しています。 一般不妊治療費に対し2年間の助成を実施します。			
2	母子健康手帳の交付	担当課	健康推進課
手帳交付とあわせ、妊娠中のすこやかな過ごし方をあわせて伝える場、妊婦健康診査受診票、 妊産婦歯科健診受診票も同時交付します。			
3	プレママ交流会	担当課	健康推進課、児童福祉課
妊娠中の栄養について管理栄養士の講話と先輩ママとの交流会を開催します。 2ヶ月に一度「すまいる」にて開催しています。今後は他の子育て支援センターでも開催を 実施を目指し、動員人数の増加に努めます。			
4	パパママクラス	担当課	健康推進課、
妊娠中の夫婦交流会、助産師による子育てワンポイント講話と実技、産科医による講話を実 施します。			

5	特定妊婦・ハイリスク妊婦などへの支援の充実	担当課	健康推進課
<p>養育についての支援が必要な妊婦（特定妊婦）、妊婦健康診査により明らかになるハイリスク妊婦などの相談を実施します。医療機関との連携を強化し、情報共有を図ります。</p>			
6	妊婦健康診査受診票交付	担当課	健康推進課
<p>医療機関の無料受診券を交付し、妊婦の経済的負担を軽減します。</p>			
7	妊産婦歯科健診受診票交付	担当課	健康推進課
<p>歯科医療機関の無料受診券を交付し妊婦の経済的負担を軽減します。 （妊娠中から産後1年以内）</p>			
8	各種講座の充実	担当課	健康推進課、生涯学習課
<p>妊娠期の子育て講座、ベビーサイン講座、ベビーマッサージ、巡回まなび講座を実施します。</p>			

取組②

育児における経済的支援

「失われた 20 年」を経て、経済状況は多少の改善はみられるものの、家庭を取り巻く経済環境は依然として厳しくなっています。そのため、育児における経済的負担が家庭に重くのしかかっており、結果的に少子化を招く一因にもなっています。

国の調査において、平成 24 年の「子どもの貧困率」は 16%を超えており、子どもの貧困は将来の教育環境を選択する上で、大きく影響するものだけでなく、子どもの成長過程においても、食事や衛生面において、その影響は計り知れません。

豊明市では、子どもの医療費の助成をはじめとして、様々な経済的支援を実施し、子どもが安心して生きていけるための支援を推進します。

【施策に関連する市民の皆さんからのご意見】



子どもの医療費無料を継続してほしい

ひとり親家庭に対して手厚く支援してほしい

幼稚園の利用者負担が高い



関連する事業



1 1	子ども医療費助成	担当課	保険医療課
乳幼児医療費助成制度医療費受給者証を交付。継続通院は 12 歳（小学 6 年生の年度末）まで無料化を実施しています。			
1 2	児童手当（子ども手当）	担当課	児童福祉課
児童の養育者に手当を支給、家庭生活の安定に寄与し、児童の健全な育成及び資質の向上に資します。平成 22 年度より子ども手当を中学 3 年生の年度末まで実施しています。			
1 3	児童扶養手当	担当課	児童福祉課
母親父親がいないなど、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のため手当を支給する。（国制度）平成 22 年度より父子家庭にも支給を実施しています。			

14	愛知県遺児手当	担当課	児童福祉課
母子家庭または父子家庭などの生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給します。 (県制度)			
15	豊明市遺児手当	担当課	児童福祉課
母子家庭または父子家庭などの生活の安定と児童の健全育成のための手当を支給します。			
16	特別児童扶養手当	担当課	児童福祉課
20歳未満の障がい児を養育する父母または養育者に対して手当を支給します。(国制度)			
17	私立幼稚園授業料等補助金制度	担当課	学校教育課
私立幼稚園教育の普及及び保護者の方の経済的負担のため、補助金を受けて頂けます。			

取組③

乳幼児期の健診と育児相談

乳幼児の健康を維持するため、必要な時期に健康診査を義務付けています。また子どもの健康管理の他、子育てする上で生じる様々な悩みを、保護者同士で相談し合い、共有する機会を望む声がニーズ調査におけるアンケートや、保護者を対象としたワークショップの場を通じて多く見られています。場づくりのための取組を推進するとともに、専門的なアドバイスが得られる様、訪問事業や子育てセンターでの個別相談等を充実させていきます。

【取組に関連する市民の皆さんからのご意見】



乳児は病気になりやすいから心配

子育てについてのアドバイスほしいわ

保健師さんに相談できるのは頼もしいです



関連する事業



18	乳児健康診査受診票の交付	担当課	健康推進課
生後から1歳までの乳児が対象です。			
19	ブックスタート事業	担当課	児童福祉課
3か月児健診時、読み聞かせボランティアの読み聞かせと絵本の配布を実施しています。			
20	3か月児健診（集団）	担当課	健康推進課
子どもの健全な成長の確認ならびに子育てに不安などを感じている保護者への子育て相談を実施します。			
21	1歳6か月児健診（集団）	担当課	健康推進課
子どもの健全な成長の確認ならびに子育てに不安などを感じている保護者への子育て相談を実施します。			
22	2歳3か月児相談（集団）	担当課	健康推進課
子どもの健全な歯の成長を確認ならびに子育てに不安などを感じている保護者への子育て相談を実施します。【豊明市単独事業】			

23	3歳児健診（集団）	担当課	健康推進課
子どもの健全な成長の確認ならびに子育てに不安などを感じている保護者への子育て相談を実施します。			
24	フッ素塗布	担当課	健康推進課
健診時およびむし歯予防デーに実施します。			
25	予防接種	担当課	健康推進課
予防接種法で定めた内容を実施します。			
27	地域子育て支援センターでの子育て相談事業	担当課	児童福祉課
地域の子育て支援センターにて、育児不安などについての相談、指導を実施します。			
28	ママの子育てを応援する会	担当課	健康推進課
臨床心理士との個別相談・親のグループ相談会を実施します。 参加者が少ないため、実施内容や事業のあり方を検討します。			
29	乳児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業	担当課	健康推進課
生後4か月未満の親子を対象に、保健師が家庭訪問を実施します。乳児のすこやかな育ちを確認するとともに、あわせて育児支援を目的として子育てへの不安をもつ母親の相談を実施します。			
30	幼児訪問事業	担当課	児童福祉課
おおむね1歳～4歳未満の親子（継続して育児支援を必要と認めた場合）を対象として保健師が家庭訪問を実施し、子どもの成長発達段階での相談や子育ての不安が軽減されるよう育児支援を実施します。			
31	離乳食講習会	担当課	健康推進課
離乳食の始め方の講話会を開催します。同じ月齢の子どもを持つ母親同士が交流できる良い機会であり、管理栄養士からもアドバイスを受けられます。			
32	育児サロン	担当課	健康推進課
生後6～9か月児親子を対象に、親子遊びや友だちづくりをするサロンを実施します。 全児童館で事業を開催をしており、今後も継続実施します。			

33	多胎児の会	担当課	児童福祉課
0歳から乳幼児の多胎児を持つ親を対象に、子育ての情報交換や交流会を実施します。			
35	健康テレホン 110 番（健康づくり相談）	担当課	健康推進課
保健師、栄養士が育児全般にわたっての相談に対応します。			
36	巡回児童相談	担当課	児童福祉課
中央児童・障害者相談センターによる発達相談を月1回行います。			
38	子育てルーム	担当課	児童福祉課
0歳から就学前。各日1時間程度。親子遊び、お母さん同士の交流、子育てワンポイントを紹介します。			
39	幼児親子教室	担当課	児童福祉課
体操、手遊び、親子遊び、季節行事などを開催する登録制のクラスです。			
47	児童館での母親クラブ	担当課	児童福祉課
二村児童館や西部児童館にて、母親同士が協力して育児に関する情報交換や相談を実施しています。			
45	臨時保育室事業	担当課	児童福祉課
集団託児を実施します。			
9	家庭教育学級	担当課	生涯学習課
家庭における教育力を高めるため、親同士が情報交換をしながら子育てについて学ぶ機会を提供します。			
10	啓発事業の充実	担当課	生涯学習課
家庭教育推進市民大会「子どもに語ろう」地区推進大会を実施します。 子どもわくわくニュースを配布するとともに、子ども用HP「T-kids」にて情報を配信します。			

基本目標2

地域社会みんなで子育て家庭を支援する

豊明で育つ子ども達の未来は、このまちの未来と言えます。子どもにとってより良い育ちの環境づくりのため、市民と行政が一体となり、地域みんなで子ども・子育てを支援することが求められています。

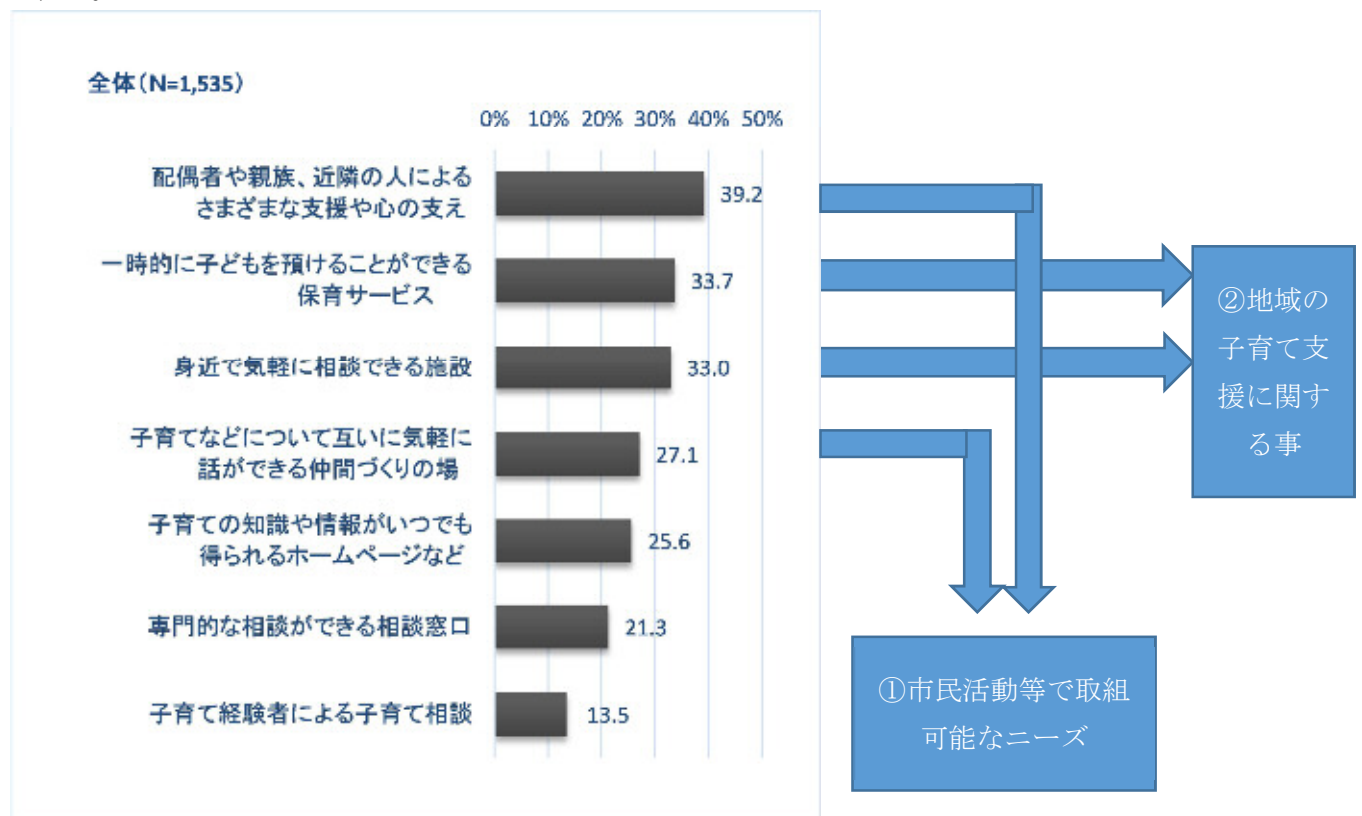
市民団体による子育て支援に関するイベントを、HP や広報で告知するなどのサポートをする他、市民団体の活動が持続可能なものにするための支援を実施します。また、市内施設の有効活用について、関係機関と対話し、より良い活用に向けての道すじを立てていきます。

また、本市の保育サービスをより一層充実させ、子ども・子育て支援新制度における新しい保育体制と量の確保のみならず、細やかなサービスを実施することで、働きながら子育てしやすい育児環境づくりを推進します。

【現状と課題】

- 様々な市民が主体となる子育て支援活動の充実が求められている。
- 地域で活躍するボランティアの育成が求められている。
- ボランティアが活躍するための活動団体や活動そのものへの支援が必要。
- 地域の子育て支援サービスを使う上で、保護者が育児について相談できる環境づくりがもためられている。

■統計データ例：子育てに関する不安や不便に対し、どのような解決方法が有効だとおもいますか。



【基本目標 2 で取り組む 2 つの方向】

- ① 市民活動の広がりとそのサポート体制の構築
- ② まちの中にある様々な子育て支援施設やサービス

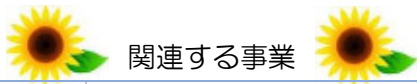
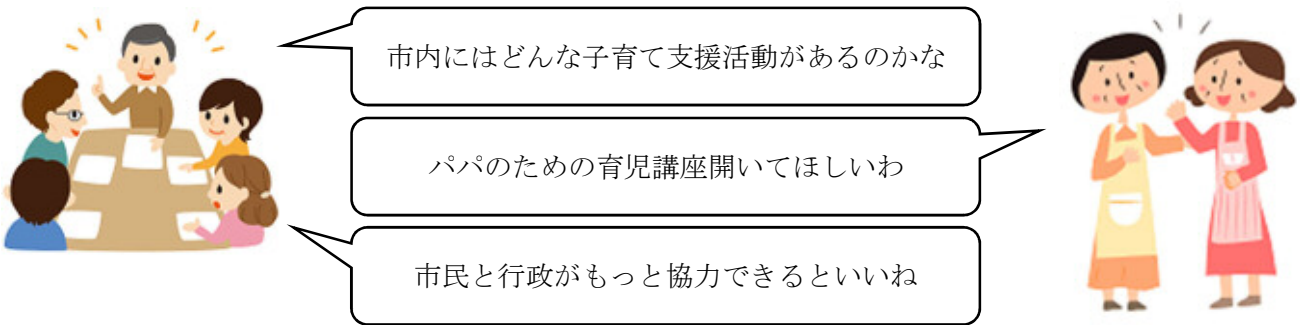
【施策例】

市民活動の支援、ボランティア充実、地域での子育て支援サービスの充実

取組① 市民活動の広がりとそのサポート体制の構築

豊明には市民が主体となって活動するボランティア、NPO、自主団体は 100 以上あり、活動内容についても、子育て支援をはじめ、数多くの分野に取り組んでいます。子育てに限らず、地域にある課題は地域で解決する、という市民意識の向上のためには、活動に関わる団体間の連携・体制づくり・人材育成への支援が必要となります。また、それぞれの活動を継続させていくためには、各団体の活動を情報発信し、適切な人材を配置し、資金面での優遇措置等、様々なサポートが欠かせません。住民が積極的に支援活動に参画していくため、地域と行政が必要な情報を共有し、互いに連携・役割分担を担いながら、協働のまちづくりを進めていく必要があります。

【施策に関連する市民の皆さんからのご意見】



40	市民活動情報サイト	担当課	市民協働課
市民団体やその活動内容をホームページにて紹介します。			

41	市民活動情報誌・子育て情報誌の作成	担当課	市民協働課、児童福祉課
市民活動団体の紹介（「コラボレーション」）、子育てに関する制度や施設の紹介等、子育てに関する情報誌「すくすくこども」を作成・配布します。			
42	外国人むけのサポート体制	担当課	市民協働課、児童福祉課、学校教育課
ポルトガル語通訳を設置します。二村台保育園に通訳を配置しており、今後も継続します。			
43	市民活動育成事業	担当課	市民協働課
市民活動団体の活動者を対象とした支援講座、一般市民を対象とした講座を開催します。			
44	市民提案型まちづくり事業	担当課	市民協働課
公益的な事業を行う市民団体の自主性を尊重し、支援します。			
46	ボランティア・コーディネート	担当課	社会福祉協議会
社協への登録団体の活動紹介と、人材紹介、およびボランティアフェスティバルでの活動紹介を実施します。			
99	男女共同参画講座	担当課	市民協働課
「親子体験バスツアー」や「親子（パパ）料理教室」等、子どもと楽しんで育児に取り組める教室等を開催します。			
98	男性の育児参加促進	生涯学習課、児童福祉課	
「おやじの会」として男性の育児参加を促すイベントを実施します。			
100	ボランティアの支援・育成	担当課	社会福祉協議会、児童福祉課
ボランティア実施団体への支援や児童館の手伝い等、子育て支援に参加するボランティアを育成します。			

取組②

まちの中にある様々な子育て支援施設やサービス

子どもが大きくなるにつれて、遊び場などの子育て利用施設や環境は変わっていきます。子どもの年齢や嗜好に適した環境で遊ぶことができるようにするため、市内の社会資源について整理し、有効利用できる環境づくりに取り組みます。

また、既存の施設の整備や効果的な利用方法について、関係者とも連携し、より良い提供体制を構築できるようにします。

【施策に関連する市民の皆さんからのご意見】



幼稚園園庭開放日を増やしてほしい

支援センターの先生はいつも気さくに相談に乗ってくれて感謝している

祝日も児童館を利用したい



関連する事業



新規	地域子育て支援拠点事業	担当課	児童福祉課
子育て支援センター「すまいる」「ともとも」「あおいとり」にて、子育てに関する各種相談のほか、母親同士の交流の場づくりを推進します。			
63	児童館の利用促進	担当課	児童福祉課
児童館は、0才から18歳未満までの児童のための福祉施設です。子どもたちに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して児童が心身ともに健やかに成長するお手伝いをします。			
90	読み聞かせ講座の実施	担当課	図書館
読み聞かせボランティア、図書館おはなし隊などと連携を図りながら、子どもたちが読書に親しむための読書講座などを実施します。			

新規	利用者支援事業	担当課	児童福祉課
<p>子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。現在は子育て支援センター等が窓口であることが多いのですが、今後必要に応じて必要な場所に設置を検討します。</p>			
48	子育て家庭優待事業	担当課	児童福祉課
<p>市内 18 歳未満の子どもと保護者、妊娠中の方が、協賛店舗で「はぐみんカード」を提示すると各種サービスを受けられる事業です。</p>			
新規	子育て短期支援事業（ショートステイ）	担当課	児童福祉課
<p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。近隣市での委託事業を実施しています。市内でのサービスは状況を見て実施を検討します。</p>			
88	既存施設の有効活用	担当課	児童福祉課
<p>保育所の空きスペースを利用して、子育て支援センター事業を実施しています。今後も継続してサービスの充実を図ります。</p>			
72	幼稚園園庭開放	担当課	学校教育課
<p>おおむね月に1～2回程度開催します、開放日には相談員が常駐します。</p>			
69	放課後子ども教室（トワイライトスクール）	担当課	生涯学習課
<p>放課後子ども総合プラン推進のため、今後も実施校の増加を図ります。実施にあたっては、児童クラブとの連携や必要に応じて一体化での実施について、検討を進めます。</p>			

基本目標3

働きながら子育てする家庭を応援する

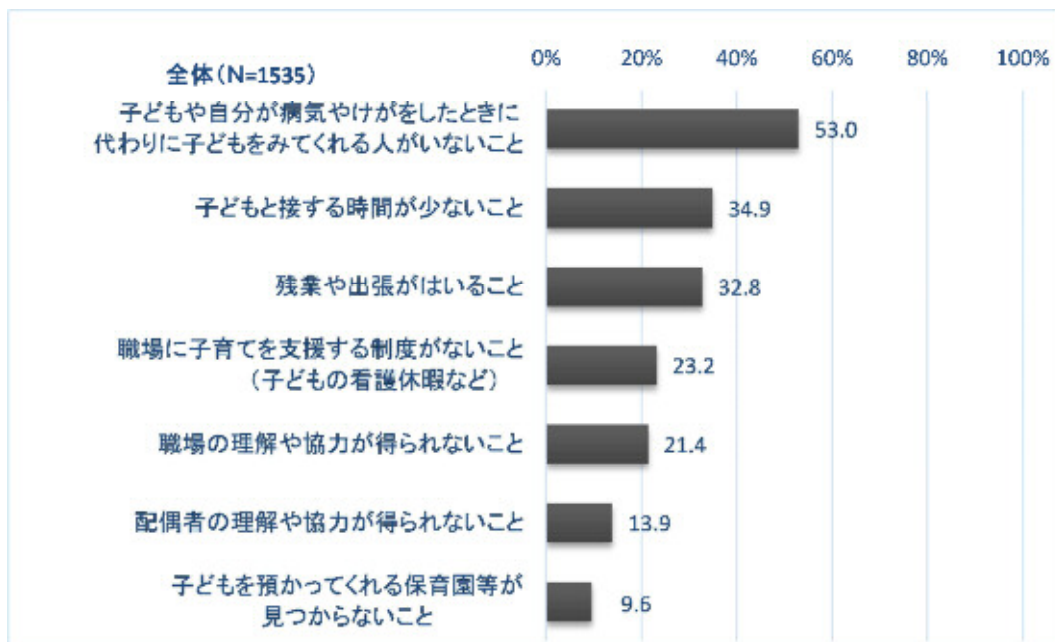
「女性の輝く社会」の構築は我が国のみならず、世界あるいは地域に大きな活力をもたらすとされており、国においても、重点施策のひとつとして、「女性のさらなる社会進出」を強化しています。

子どものより良い育ちのため、今回の子ども・子育て支援新制度の下では、「働きながら子育てしやすい環境の整備」が目指されており、豊明市においても特に「働くママ」が子育てをする上で、子育て支援を利用しやすくなるような環境づくりに取り組みます。具体的には保育所や幼稚園などでの一時預かりや時間外保育の実施、病児・病後児保育やファミリー・サポート・センターの利用を充実させ、子育てしやすいまちづくりを実現します。

【現状と課題】

- ・働きながら子育てができるバランスのとれた就労と育児の両立環境の確立が求められている。

統計データ例：■仕事と子育ての両立について



【基本目標3で取り組む2つの方向】

- ① 保育サービスの充実
- ② 就学児童の保育

【施策例】

延長保育、一時預かり、3歳未満児保育、ファミリー・サポート・センターの充実、児童クラブ

取組①

保育サービスの充実

保育園をはじめとする保育に関するサービスでは、特に増え続ける3歳未満児保育ニーズへの効果的な受け入れ体制の整備が、潜在的な保育所入園の困難解決のため、推進が求められています。今後の人口推計において、豊明市の子ども数は年々減少していくと予想されているものの、名古屋市に隣接し、多くの企業が存在する利便性の高い東尾張地区に位置する豊明市では、今後人口が増え、子どもの保育需要が高まる可能性もあります。今後、民間主導による手法の活動なども視野に入れながら、適切な施設整備、保育士等の人材確保やサービスの充実による「理想の子育て環境」づくりに取り組みます。

【施策に関連する市民の皆さんからのご意見】



保育所の開園時間を長くしてほしい

0歳児の保育枠を増やしてほしい、
今は働く女性も多いから

ファミサポ利用手続きを簡素化してほしい



関連する事業



53	保育園利用の充実	担当課	児童福祉課
<p>公立保育園 10 園、私立3園にて、定員合計 1,508 人（平成27年度）の子どもが通うことができます。地域や施設ごとに子ども的人数にばらつきがあるため、適切な保育士の配置をし、できるだけ保護者が希望する園に子どもを通わせることができるよう取り組みます。</p>			
54	保育時間の適切な設定検討	担当課	児童福祉課
<p>市内の保育所全園にて朝7時半の保育開始となります。保育時間が短時間と標準時間に分かれるため、延長保育事業は保護者の就労環境に準じて16時半から開始になる子どもと、18時半から開始になる子どもが同じ園にいる事になります。 今後、利用者のニーズを見極めつつ、適切な保育開園時間を検討します。</p>			

55	3歳未満児保育の拡大（3号認定の保育充実）	担当課	児童福祉課
<p>増え続ける3歳未満児の保育ニーズに対応するため、未満児保育の実施園の拡大検討ならびに適切な保育士配置に取り組みます。</p>			
56	一時保育（一時預かり保育）	担当課	児童福祉課
<p>非定型的保育、労働・職業訓練などで週3日以内の利用が可能な一時預かりです。</p>			
57	緊急一時保育（一時預かり保育）	担当課	児童福祉課
<p>急病、災害・事故、冠婚葬祭などの際に一時預かりを行います。</p>			
58	リフレッシュ保育（一時預かり保育）	担当課	児童福祉課
<p>私的理由による一時預かり保育です。現在、市内では内山保育園で実施しています。</p>			
61	病児・病後児保育	担当課	児童福祉課
<p>体調不良児対応型。現在、NPOへ委託し運営しています。</p>			
49	ファミリー・サポート・センター（ふぁみさぽ）	担当課	児童福祉課
<p>地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織です。子どもの預かりなどの援助を行いたい者と受けたい者の会員を組織し、相互援助活動の調整を実施します。</p>			
	家事および育児支援事業（まますぽ会員）	担当課	児童福祉課
<p>出産前後において、体調不良や多胎等により家事や育児が困難な家庭に対し、まますぽ会員を派遣し、家事や育児の手助けをするものです。ファミリー・サポート・センターでの事業です。</p>			
52	企業への協力要請	担当課	児童福祉課
<p>育児休業や短時間勤務制度等、働きながら子育てしやすい環境づくりをするため、市内の事業者への周知活動をし理解と協力を促します。</p>			

豊明市では、保護者の就労等により、日々長時間にわたり家庭養育に欠ける学童を育成指導するため、児童館にて放課後児童クラブ事業（豊明市では「児童クラブ」）を実施しています。留守家庭児童を対象にした児童クラブは、今後も働く保護者に代わり、放課後の小学生を保育する担い手として、サービスの拡充に努めます。

また、「放課後子ども総合プラン」推進にあたり、児童クラブと放課後子ども教室の連携や、一体型事業の実施について、国の動きに合わせ、事業を適切に提供できる体制づくりに努めます。

その他、対象が高学年まで拡大する児童クラブが、児童館やその他の環境を利用して適切な運営ができるようにする他、民間の児童クラブとの連携により、放課後の待機児童の発生を抑えます。

【施策に関連する市民の皆さんからのご意見】



児童クラブを高学年まで利用したい

子どもが小学生になっても、安心して保育環境を利用したい、「小1の壁」はまだある

児童クラブ利用代の軽減は助かっている



関連する事業



64	放課後児童クラブの充実	担当課	児童福祉課
児童クラブでは、発達特性からみて、育成指導の必要性の高いと考えられる小学校1～3年生の学童を対象に行ってきましたが、平成27年度より、低学年児童保育で空きがあるクラブに限り、高学年までの受け入れを実施します。			
65	学校余裕教室での児童クラブの実施	担当課	児童福祉課
余裕がある教室での児童クラブを開催します。放課後子ども総合プランの推進を見据え、既存の放課後児童クラブと、放課後子ども教室の合同実施や一体型への移行について事業推進の是非を検討します。			

67	児童クラブの時間延長	担当課	児童福祉課
平成 26 年度より平日は 18 時半まで、長期休みは朝 7 時半からの時間延長を実施します。			
70	民間学童保育所	担当課	児童福祉課
市内に、2つの民間学童保育所（太陽広場クラブ、つくしクラブ）があります。			

基本目標4

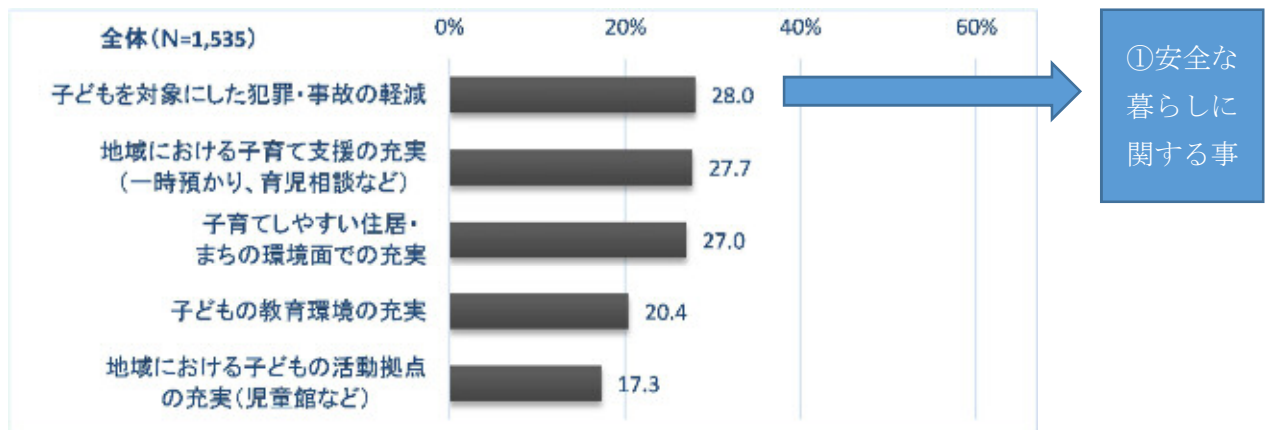
すべての子どもを取り巻く環境の整備

豊明市での安全・安心な子育てのため、特に求められる歩道の整備や通学路の安全確保等、まちの中の安全確保の充実を図ります。特に大きな国道に近い道路での安全の確保や、不審者が寄り付かないためのパトロールの強化、子ども自身が道を誤ることがないように導く防犯教育等を推進することで、安全な暮らしを確保します。

また、すべての障がいのある幼児、生徒、児童一人ひとりが、安心して暮らせる環境づくりのため、また障がいがある子どもの保護者から特に意見が多く寄せられる、教育的なニーズを満たすことができるような指導および必要な支援を行います。

【現状と課題】

- 子どもが犯罪に巻き込まれない環境づくりが求められている。
- 交通事故に遭わないための対策が求められている。
- 障がいがある子どもへの配慮と支援が求められている。



【基本目標4で取り組む2つの方向】

- ① 安全・安心のまち整備
- ② 配慮が必要な子どもへの支援

【施策例】

通学路の安全確保、パトロール、子どもの権利を守る施策、特別支援学級

取組①

安全・安心のまち整備

安全・安心な子育てのため、道路整備や通学路の安全確保等、まちの中の環境整備に取り組みます。特に大きな国道に近い道路における安全の確保や、不審者が寄り付かないためのパトロール強化に取り組みます。また、子ども自身が道を外さぬような、防犯教育の推進や今後増えると予想される携帯電話等に気を取られて起きる事故の予防に取り組みます。

【施策に関連する市民の皆さんからのご意見】



通学路の安全を確保してほしい

不審者の対策をしてほしい

夕方以降の子どもの登下校が心配



関連する事業



93	リノベーション事業での子ども意見の公聴	担当課	都市計画課
住民懇談会を開催し、公園の改修内容を協議し必要な整備を図ります。			
79	通学路の安全確保	担当課	教育委員会、土木課
ハザードマップ、子育てマップで「子ども110番の家」の紹介を推進します。			
80	誤飲事故予防の推進	担当課	健康推進課
誤飲などの事故予防を推進します。			
新規	事故予防の推進事業	担当課	総務防災課
自家用車と自転車の安全確保、交通手段の安全確保等、事故予防を推進します。			
81	子ども安心パトロール	担当課	総務防災課
地域自主防犯活動用、青色回転灯導入や自主防犯ボランティア団体への資材提供を実施します。			

82	サイバー系有害環境対策	担当課	学校教育課、生涯学習課、 総務防災課、情報システム課
民間企業による防犯教育を行います。			
83	防犯教育	担当課	総務防災課
愛知警察署などによる防犯教室			
84	安全対策情報の公開	担当課	情報システム課、総務防 災課、学校教育課、児童 福祉課
安心安全システムによる情報提供を実施します。防犯・防災情報の提供に特化した「安全安心システム」のサービスである、希望者へメール配信を今後も継続実施します。			

取組②

配慮が必要な子どもへの支援

本市では発達障がいの子どもの増加傾向にあります。従来の3障がい、(身体・知的・精神)に加え、発達障がいを含めた障がいがある子どもの当事者家族、支援者との情報を共有し、よりよい支援のあり方を検討していく必要があります。

専門的な支援の他に保育園や小中学校において、支援の必要な子どもの早期発見や早期支援を目指します。すべての子どもたちがお互いに認め合い、助け合う社会やともに暮らす環境づくりを推進します。

【施策に関連する市民の皆さんからのご意見】



障がいについての相談窓口を増やしてほしい

障がい児も健常者と同じ扱いをしてほしい

障がい児むけの教育、療養システム、情報交換ネットワークを作り、どんな子どもでも安心して育児できる環境にしてほしい



関連する事業



73	なかよし教室、たんぼぼ教室、どんぐり学園	担当課	児童福祉課、健康推進課
<p>親子での遊びを通して、親子の関係づくりやその子への関わり方を支援しています。</p> <p>「なかよし教室」 幼児健診後の教室、保健センターで実施しています。</p> <p>「たんぼぼ教室」 おおむね1歳半～3歳、どんぐり学園で実施しています。</p> <p>「どんぐり学園」 心身障害児母子通園施設です。対象はおおむね2歳以降、療育支援を行っています。</p>			
75	市立保育園における障がい児保育	担当課	児童福祉課
<p>市内の10の保育所にて、集団での保育により、子どもの発達に効果があるお子さんを受け入れています。また、巡回訪問を実施して、園での生活がより良く過ごせるように援助しています。</p>			

76	市立小中学校における特別支援教育	担当課	教育委員会
<p>障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、一人ひとりの障害の種類・程度等に応じ、特別な配慮の下に、小学校・中学校の特別支援学級において適切な教育が行われています。</p>			
78	児童虐待・DV対策	担当課	児童福祉課、健康推進課、教育委員会
<p>児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）の早期発見、適切な保護及び適切な支援を行うため、関係機関などにより要保護児童対策地域協議会を組織します。</p>			
85	子どもの悩み電話相談	担当課	児童福祉課
<p>県の事業として「いじめホットライン24」として実施しています。 子どもが自ら悩み等を相談できる電話サービスです。</p>			

基本目標5

より良い育ちのための教育や活動の充実

子どもが豊かな感性を育み、その個性と創造力を伸ばすためには、通常の教育カリキュラム以外に、様々な事を学び、体験できる機会が必要です。そのために特別授業や体験授業を実施し、子どもたちが自ら考え、困難に立ち向かうことができる知恵を養い、健康な体づくりができるよう取り組みます。

また、教師と児童および児童同士のコミュニケーションを通じて、いのちの大切さを実感できるような内容を提供し、子どもの内面に根ざした人間性や自律性を育みます。

【現状と課題】

- 健全なこころと豊かな思慮をもった人になるための支援が必要です。
- 道徳的教育内容の充実と学校以外での体験等による子どものための場づくりが求められています。

【基本目標5で取り組む方向】

- ① 子どもの育ちを大切にした指導

【施策例】

職場体験、食育推進、異世代間交流事業

取組①

子どもの育ちを大切にしたい指導と体験

様々な体験を通して、考える力や気づく力を培い、自らが考え、行動できる子どもを育てるため、遊びを通しての体験や自然とふれあう体験、職場体験など成長段階に応じた子どもの多様な体験活動や地域での異世代間交流、仲間づくり、地域活動参加へのきっかけづくりを進めます。

【施策に関連する市民の皆さんからのご意見】



子どもが体験できる文化を根付かせてほしい

少子化対策をするならもっと子どもに優しい対策をとってほしいね

勉強だけじゃない大切なことを教える教育を
実践してほしいわ



関連する事業



1	「生きる力を育む授業」(自尊心を高める教育、いのちの尊重推進事業)	担当課	市民協働課、健康推進課、教育委員会
大切な自分の人生を、どう生きるかを各自が考える授業子どもの成長にあわせて、助産師・保健師が担当する出前講座を実施しています。			
2	小・中学校と乳幼児とのふれあい体験事業	担当課	教育委員会
小学生、中学生児童が、乳幼児とふれあう事ができる体験をすることで、「命の大切さ」を学ぶ機会を提供します。			
3	異世代間交流事業	担当課	教育委員会、児童福祉課
小学生と高齢者、幼児と中学生などの異なる世代との交流機会をつくれます。			

4	青少年育成施策の推進	担当課	生涯学習課
子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の総合的推進。社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための体制づくりを検討します。			
87	学校以外でも子どもが活躍できる場づくり	担当課	生涯学習課
子ども会、青少年体験活動支援センター、CJC、スポーツクラブ、親子ふれあい事業、こどもまつりを実施します。			
91	食育推進事業	担当課	児童福祉課、健康推進課、
食育推進計画に基づき施策を実施、管理栄養士のコメント付朝食などのレシピを広報等で紹介します。また、市内の食に関する関係者との連携を図り、事業を推進します。			
92	職場体験	担当課	教育委員会
市内の中学2年生児童を協力企業へ職場体験させ、働くことの大切さ、大変さを体感させます。			
101	福祉教育の推進（福祉実践教室の開催）	担当課	社会福祉協議会、教育委員会
体験をととして福祉を学び理解するための教室を開催します。（車いす・手話・点字・視覚障害者ガイド・高齢者疑似体験など）			

第5章 子ども子育て支援事業計画

「量の見込み」と確保方策

1 教育・保育提供区域の設定について

(1) 法的な根拠

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

■子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(以下省略)

(2) 区域設定における国の方針

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、以下のとおり「教育・保育の提供区域」の設定の考え方について示しています。

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、子どもの区分又は事業ごとに設定することができる。

(3) 区域の設定におけるポイント事項

「教育・保育の提供区域」の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえ、以下のポイントについても考慮することが必要と考えます。

① 教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能であるか

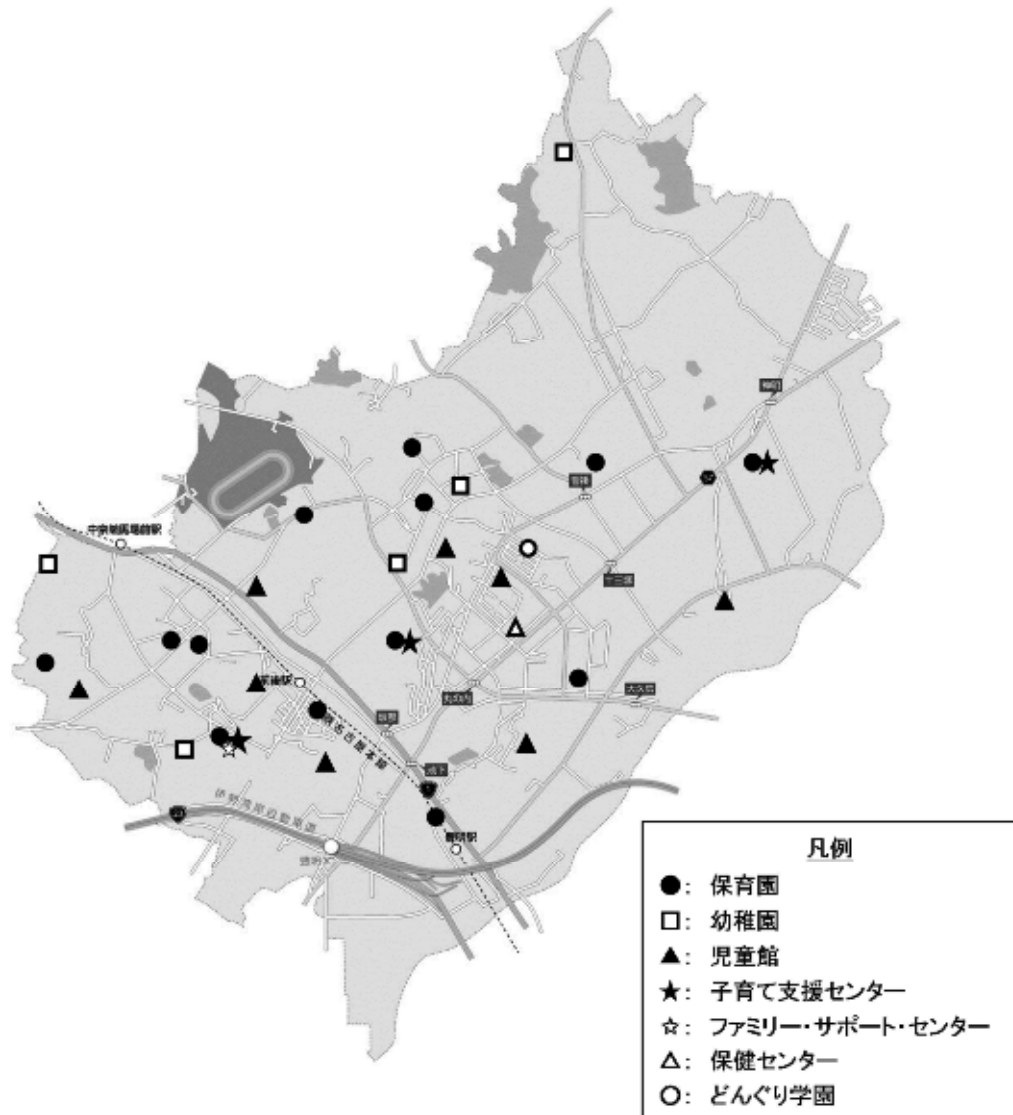
設定した各区域内の教育・保育施設の設置状況に大きな差が生まれなければならないことが必要である。細かく細分化し区域を設定することで、特定の区域には複数の教育・保育施設を有し、他の区域においては施設がないなど、極端な格差が生まれぬよう配慮が求められる。

② 区域内の広さが日常的な生活圏域とかけ離れていないか

設定した区域の広さとして、交通事情など含め、移動が容易であることが求められる。教育・保育施設の利用に当たり、移動時間がかかり過ぎることは避ける必要がある。

(4)教育・保育その他子育て支援に関する施設の配置

市内には、9つの小学校と3つの中学校があります。区域について小学校区の場合、保育園は1校区（1～2園）、中学校区では、（2～3園）程度になります。



(5)教育・保育、子育て支援事業の区域

豊明市における、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、全市を1区域として定めます。また、できる限り保護者の希望どおりの保育サービスが利用できるように努めます。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1)各年度における教育・保育の量の見込み

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3－5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(2)実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし(幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり(教育のニーズあり)	保育の必要性あり(教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育園			○	○
	地域型保育事業		△	△	○

■豊明市の教育・保育施設数(平成26年度時点)

	実施か所	平成26年5月1日現在	定員
私立幼稚園	5	720	1,570
公立保育園	10	1,049	1,120
私立保育園	3	270	258
認定こども園	無し	-	-
事業所内保育施設	1	データなし	データなし

① 1号認定・2号認定(教育ニーズあり):おもに幼稚園へ通う園児数

単位=人

過去の実績	平成 24.10.1 現在	平成 25.10.1 現在
市内の私立幼稚園 園児数	1,482	1,408
うち、豊明市在住の園児数	742	736
豊明市在住で市外の幼稚園へ通う園児数	9	11

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
量の 見込み	1号認定	592	585	586	575	576
	2号認定(教育 のニーズあり)	117	114	114	110	110
	東郷町の子ど も	60	60	60	60	60
	広域通園(市 外より)	約 640	約 640	約 640	約 640	約 640
	A 合計	1,409	1,399	1,300	1,385	1,386
確保の 内容	市内の幼稚園	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570
	認定こども園	-	-	-	-	-
	広域の幼稚園	10	10	10	10	10
	B 合計	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580
B-A		99	109	208	123	122

【提供体制の考え方】

市内には 5つの私立幼稚園があり、全体で 1,570 人の児童が通うことができます。平成 25 年の実績では、他市町から豊明市内の幼稚園へおよそ 700 人の広域通園児童がいます。広域通園児童で最も多い通園先は「名古屋短期大学付属幼稚園」でおよそ 270 人、次いで「暁幼稚園」でおよそ 120 人、「双峰幼稚園」でおよそ 100 人、「豊明幼稚園」へおよそ 70 人、「星の城幼稚園」へおよそ 60 人となっています。市内在住の児童教育ニーズは、平成 24,25 年ともに 750 人ほどで推移しています。

②2号(教育ニーズなし)・3号認定:おもに保育園へ通う園児数

単位=人

	平成 23.5.1 現在	平成 24.5.1 現在	平成 25.5.1 現在	平成 26.5.1 現在
過去の実績 (3歳以上、保育園利用)	981	941	930	927
過去の実績 (0歳 保育園利用)	45	51	49	46
過去の実績 (1, 2歳 保育園利用)	309	316	317	346
合計	1,335	1,308	1,296	1,319

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
量の 見込み	2号認定	934	916	917	888	889	
	3号	0歳	40	39	39	38	37
		1・2歳	395	397	394	392	389
	A 合計	1,369	1,352	1,350	1,318	1,315	
確保の 内容	認定こども園	-	-	-	-	-	
	沓掛保育園	119	119	119	119	119	
	青い鳥保育園	174	174	174	174	174	
	二村台保育園	138	138	138	138	138	
	館保育園	142	142	142	142	142	
	中部保育園	185	185	185	185	185	
	内山保育園	48	48	48	48	48	
	東部保育園	68	68	68	68	68	
	栄保育園	173	173	173	173	173	
	南部保育園	88	88	88	88	88	
	西部保育園	90	90	90	90	90	
	むつみ保育園	119	119	119	119	119	
	からたけ保 園	132	132	132	132	132	
	マミーナ保育園	32	32	32	32	32	
	小規模保育	-	-	-	-	-	
	家庭的保育	-	-	-	-	-	
	居宅訪問型保育	-	-	-	-	-	
事業所内保育	-	-	-	-	-		
B 合計	1,508	1,508	1,508	1,508	1,508		
B-A	139	156	158	190	193		

【提供体制の考え方】

増え続ける3歳未満児の保育ニーズに対し、小規模保育等や、地域型保育事業の拡充について、事業者等の選定や提供場所等を含め計画期間中に検討し対応します。

既存の公立保育所施設については、地域ごとの児童ニーズにできるだけ対応できるよう、保育士の人員配置を適宜見直しながら適正に配置し、できるだけ保護者が希望する保育所に通う事ができる体制づくりをします。

市内の保育園に通う子どもの数は、過去4年間で毎年約1,300人となっています。今後5年間に保育園に通う子どもの数は最大で1,370人程をピークに、計画最終年の平成31年には1,315人程に減少していくとみられています。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

豊明市は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、本計画より以下の 11 事業を実施可能な体制にします。

■豊明市における実施事業一覧(平成 25 年度時点)

		実施か所数	平成 25 年度実績
①時間外保育事業(延長保育)		4か所	153 人
②放課後児童健全育成事業	低学年	9か所	499 人
	高学年	—	未実施
③子育て短期支援事業		—	未実施
④地域子育て支援拠点事業		11 か所	32,156 人日
⑤一時預かり事業	幼稚園の預かり事業	幼稚園5か所	16,028 人日
	その他の一時預かり(未就学児)	保育園1か所	503 人日
		保育園以外1か所	3,283 人日
⑥病児・病後児保育事業		1か所	53 人日
⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)		1か所	687 人
⑧妊婦健診事業			612 人
⑨乳児家庭全戸訪問事業			541 人
⑩養育支援訪問事業			37 人
⑪利用者支援		—	未実施

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①時間外保育事業

単位＝人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去 4 か年の実績	75	105	134	153

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	171	169	168	164	163
B 確保の内容	180	180	180	180	180
B－A	9	11	12	16	17

【提供体制の考え方】

現行の時間外保育事業は、11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業で、市内保育園では3園、私立保育園では2園実施しています。

新制度では保育の必要量の2区分（保育標準時間・保育短時間）に対応し、整備を行いません。保育短時間児童の時間外保育を利用する見込み人数の予測が困難なため、必要な人員の確保と施設間連携による提供体制を整えます。

②放課後児童健全育成事業

単位＝人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去の実績(低学年児童のみ)	400	410	477	499

【低学年】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		537	531	523	534	522
B 確保の内容	二村児童クラブ	70	70	70	70	70
	双峰児童クラブ	50	50	50	50	50
	南部児童クラブ	70	70	70	70	70
	北部児童クラブ	80	80	80	80	80
	西部児童クラブ	60	60	60	60	60
	ひまわり児童クラブ	105	105	105	105	105
	コスモス児童クラブ	160	160	160	160	160
	大宮児童クラブ	60	60	60	60	60
	唐竹児童クラブ	50	50	50	50	50
B の合計		705	705	705	705	705
B-A(=高学年向け児童クラブ定員)		168	174	182	171	183

※ 高学年児童向け児童クラブは未実施です

【高学年】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	168	174	182	171	183
B の合計	168	174	182	171	183
B-A	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

労働などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

また、子どもの意見の把握も含めた現在の体制等、放課後の過ごし方の検証も行います。

豊明市では、高学年向けの児童クラブを段階的に実施検討します。現施設の定員を増やせないため、

「各児童クラブの定員－低学年児童登録者数＝高学年児童希望者の利用可能者数」

以上の方法にて、高学年向けの児童クラブを段階的に実施するものとします。

また、各児童クラブにおいては、年度が進むにつれ、利用者数が減少するため、登録者数にこだわらず、利用者進捗をみた上で、随時児童クラブの途中入会ができる体制を検討します。

③子育て短期支援事業(ショートステイ)※

単位＝人日

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去 4 か年の実績	0	0	0	0

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0
B－A	0	0	0	0	0

※ショートステイ(宿泊を伴う一時預かり)のみの目標事業量です。夜間の一時預かり(トワイライトステイ)の事業量の見込みについては、「⑤一時預かり事業」の「上記以外の一時的預かり(未就学児)」に含まれます。

【提供体制の考え方】

市内に事業所がなく、またニーズもみられません。今後開所を希望する事業者がある場合は事業所設置を検討します。

④地域子育て支援拠点事業

単位＝人回

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去 4 か年の実績	40,493	37,375	37,421	32,156

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		42,768	42,840	42,336	41,700	41,004
B 確保 の内容	子育て支援センター	20,400	20,400	20,400	20,400	20,400
	児童館型	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	広場型	-	-	-	-	-
B 確保の内容		44,400	44,400	44,400	44,400	44,400
B-A		1,632	1,560	2,004	2,700	3,396

【提供体制の考え方】

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供、④子育てや子育て支援に関する講習等があります。利用希望等を勘案し、適切な目標事業量を設定していきます。

また課題に対応できる高い専門性有する職員を配置するなど、地域子育て支援拠点における相談支援機能を強化し、子育てケアマネジメントを実施します。

⑤一時預かり事業※

【幼稚園の預かり保育】

単位＝人日

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去の実績(1, 2号合算 幼稚園の預かり保育)	-	12, 128	13, 993	13, 994

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	1号認定による利用	3,696	3,616	3,620	2,490	3,496
	2号認定による利用	28,550	27,930	27,961	26,959	27,007
B 確保の内容		39,600	39,600	39,600	39,600	39,600
B-A		7,354	8,054	8,019	10,151	9,097

【その他の一時預かり】

単位＝人日

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去 4 年の実績(1, 2号合算 幼稚園以外の一時預かり)	1,871	1,390	2,802	3,786

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		20,435	20,269	20,141	19,661	19,483
B 確保の内容	一時預かり事業	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	ファミリー・サポート・センター(病児・病後児を除く)	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	-	-	-	-	-
B-A		-935	-769	-641	-161	17

※「幼稚園の預かり保育」は、幼稚園における預かり保育の目標事業量、「その他の一時預かり(未就学児)」については、一時預かり、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、ファミリー・サポート・センターを含めた目標事業量となります。

【提供体制の考え方】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主に昼間保育所その他場所において、一時的に預かる事業です。実施園ごとに整備を行なう体制を構築し、利用目的の明確化を含む一時保育事業のあり方を検討します。

内山保育園の一時預かり保育にて、1日あたり最大5人を1か月25日、さらに12か月分で延べ1,500人。ファミリー・サポート・センターにて、提供会員と両方の会員合わせて207人の1/3が実際に活動すると仮定し、60人が1か月25日、さらに12か月で延べ18,000人が活動できるものとします。

⑥病児・病後児保育事業

単位＝人日

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去 4 か年の実績	17	38	26	53

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		63	63	62	48	48
B 確保の内容	病児保育事業	180	180	180	180	180
	子育て援助活動事業(病児・緊急対応強化事業)	-	-	-	-	-
B-A		117	117	118	132	132

【提供体制の考え方】

児童が発熱や風邪等の病気となった場合、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保有する事業です。

利用希望把握調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)[※]

単位＝人日

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去 4 か年の実績	1,254	1,040	1,020	687

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み		1,000	980	970	955	950
B 確保の内容		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
B-A		0	20	30	45	50

※就学児の利用分のみが目標事業量です。未就学児の一時預かりの事業量の見込みは「⑤一時預かり事業」の「上記以外の一時預かり(未就学児)」に含まれます。

【提供体制の考え方】

市が設置するファミリー・サポート・センターが、育児の援助を受けたい者(依頼会員)と、育児の援助を行いたい者(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動の例には、子どもの預かりや送迎などがあります。

協力会員の拡大を目指すとともに、様々な預かりに対応するため、研修の充実による協力会員の個人のスキル向上を目指します。

⑧妊婦健診事業

単位＝人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去 4 か年の実績	637	685	627	612

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	562	555	545	534	524
B 確保の内容	562	555	545	534	524

【提供体制の考え方】

母子健康手帳と共に妊婦・乳児健康診査受診票を添付し、妊婦健康診査費用の一部を助成しています。その他にも妊娠中の過ごし方指導や、市の子育て情報についての冊子を配布、妊娠中の講座の案内をします。

⑨乳児家庭全戸訪問事業

単位＝人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去 4 か年の実績	620	607	663	541

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	571	562	555	545	534
B 確保の内容	571	562	555	545	534

【提供体制の考え方】

保健センターの保健師が、生後 4 か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児上必要な情報の提供と、養育環境の把握を行います。豊明市では「赤ちゃん訪問事業」という名称で実施しています。

⑩養育支援訪問事業

単位＝人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去の実績	－	－	－	37

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	40	40	40	40	40
B 確保の内容	40	40	40	40	40

【提供体制の考え方】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援・育児援助・家事援助等）を行う事業です。児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第 8 項に規定する要保護児童の人数を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

⑪利用者支援

単位＝か所

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
過去 4 か年の実績	0	0	0	0

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 量の見込み	0	0	0	0	0
B 確保の内容	0	0	0	0	0

【提供体制の考え方】

利用者支援に関する事業は、子ども・子育て支援にかかる情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。利用希望調査により把握した目標の事業量を設定していきます。

4 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容

豊明市においては、幼稚園・保育園の施設的な環境整備や保護者の就労支援のみに視点を置かず、子どもの育ちを第一の優先順位とし、子どもが健やかに育つよう、教育・保育機能と施設の整備（主に耐震）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切なものであり、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

(1)教育・保育の一体的な提供の推進

豊明市では、公立の幼稚園はありません。公立の保育所は計画期間内の空き定員に余剰が少なく、今後5年間での認定こども園への移行は検討しないものとします。ただし、認定こども園への移行について、市内の私立幼稚園が希望した場合、地域のニーズ、子どもの数、子育て支援関連施設、教育施設の状況を勘案し、基準を満たした施設については認可していくものとします。

(2)幼稚園及び保育園と小学校との連携の推進

豊明市には、子どものより良い教育提供と育ちのため、幼児教育研究協議会を設置しています。協議会での取組のひとつに「幼保小連絡会」として、幼稚園、保育所、小学校など、各環境下での効果的な指導内容の他、接続期における速やかな環境への対応等について検討しています。

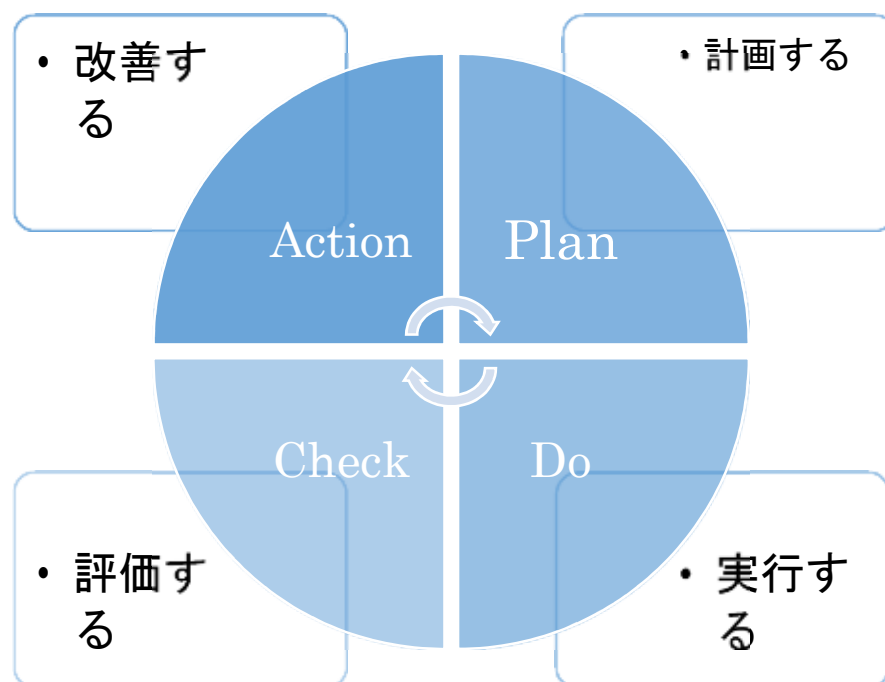
第6章 推進体制

1 計画の推進体制

本計画を推進するにあたっては、関係機関との連携を積極的に進め、横断的な施策に取り組むとともに、学校などの教育・保育機関、企業、さらには地域住民と連携して、より多くの意見をとり入れながら支援を充実させていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業へ反映します。新たな課題についても解決に向けて取り組みます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況を把握することに加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な支援が必要であることから、これを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い、施策の改善につなげていきます。効果的で切れ目のない支援を実施するため、PDCA サイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返し、精度を高めていくこと）の活用により、計画を推進します。



資料編

1 策定経緯

実施時期	審議の概要、実施内容等
平成 26 年 2 月	ニーズ量調査 アンケート調査の実施 実施期間：平成 26 年 2 月 18 日～3 月 3 日 対象者：未就学児の保護者 2,000 人、就学児童の保護者 1,000 人
6 月	第 1 回豊明市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ①アンケート調査結果報告 ②子育て支援施策について ③子ども・子育て支援新制度について
8 月	第 2 回豊明市子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ①子ども・子育て支援事業計画について ②保育所の入所案件（案）について ③保育料（案）について
9 月	第 1 回豊明市子ども・子育て会議 ①子ども・子育て支援事業計画について ②保育所の入所案件（案）について ③保育料（案）について
10 月	子育てカフェの開催 子育て支援センター「すまいる」にて参加者 15 名 第 2 回豊明市子ども・子育て会議 ①子ども・子育て支援事業計画について ②保育料（案）について ③病児・病後児保育について
平成 27 年 1 月	パブリック・コメントの実施
2 月	第 3 回豊明市子ども・子育て会議 ①子ども・子育て支援事業計画について ②パブリック・コメントの意見と市の見解について

2 豊明市 子ども・子育て会議設置要綱

○豊明市子ども・子育て会議運営規則

平成26年9月26日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市附属機関設置条例（平成26年豊明市条例第34号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、豊明市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体の代表
- (3) 教育関係者
- (4) 保健又は福祉関係者
- (5) 保育関係者
- (6) 商工関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 前項第7号に規定する者は、別に定めるところにより公募することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

3 豊明市 子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	所属	要件
1	豊田 和子	桜花学園大学教授	学識経験者
2	杉山 由賀里	東名古屋豊明市医師会代表	保健又は福祉関係者
3	上村 元郎	豊明市民生児童委員協議会 児童福祉部会代表	福祉団体の代表者
4	樋口 正紀	豊明市社会福祉協議会 事務局長	福祉団体の代表者
5	小崎 真	豊明市教育委員会 指導室長補佐	教育関係者
6	伊藤 麻耶香	愛知県中央児童・障害者相談センター	保健又は福祉関係者
7	小川 百合子	愛知県瀬戸保健所 健康支援課長補佐	保健又は福祉関係者
8	近藤 譲	からたけ保育園長	保育関係者
9	石田 英城	星の城幼稚園長	保育関係者
10	山崎 眞代	西部児童館母親クラブ代表	保育関係者
11	石原 正枝	なかよし共同保育所	保育関係者
12	伊藤 裕	豊明市商工会	商工関係者
13	稲垣 祐子		その他 市長が必要と認める者
14	時高 厚子		その他 市長が必要と認める者

(敬称略・順不同)

4 用語解説

子ども・子育て

あ行

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たした中で、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

一時預かり事業

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる。

NPO（民間非営利組織：Non Profit Organization）

「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」（法第1条）することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行された。NPO法は、特定非営利活動法人（NPO法人）の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている。

こうした中で、現在多くのNPO法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。

延長保育事業

通常の保育時間（11時間）終了後の30分間、延長して保育を行う。

か行

かかりつけ医

家族全員に対し、その病歴を把握した上で、的確な診察・健康相談などを行える医師。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

子育てグループ

育児をしている親同士が楽しく子育てができるように、子育てに関する情報交換や交流などを目的に自主的に結成されたグループ。

子育て支援センター

子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施、子育てグループの育成・支援など、地域の子育て家庭への支援を行う。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3制度のこと。

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

き行

事業所内保育施設

保護者の勤務する企業や病院などの事業所が運営し、職場内または周辺にある施設。一般の保育所では対応できない深夜や休日などの勤務に応じた保育にも対応しているケースもある。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成27年までの10年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成17年4月1日から施行されている法律。

児童

法律により定義が異なり、学校教育法では満6歳～12歳までを学齢児童、児童福祉法では、満18歳未満を児童と定義する。なお、本文中では、法的、専門的な記述については「児童」、その他については「子ども」という表現を用いている。

児童館

児童福祉法第40条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一種で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者（児童厚生員）が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

児童福祉週間

児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する理解と認識を深め、児童愛護の責任を自覚するよう強調するため、昭和22年にスタートして以来、毎年5月5日の「こどもの日」を中心に全国的に実施されてきた。

就業率

15歳以上の人口に占める就業者の割合。総務省統計局が毎月行っている「労働力調査」において、完全失業率とともに公表されている。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

ショートステイ事業

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、施設で数日預かる。

食育

平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

総合計画

総合計画は、地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画である。

現在の総合計画（平成 18 年度～27 年度）は、21 世紀を迎えたこれからのまちづくりをより発展的かつ具体的に推し進めることを目的としたもの。

た行

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が保障され、この結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、ともに責任を担うことを意味する。

地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

な行

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべてのこどもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違うこども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能をもつ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

は行

パブリックコメント

市町村の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、市民だれもが意見を述べるができる機会を設け、それに対する市町村の考え方を公表していく一連の手続き。

バリアフリー

障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

病児・病後児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。または、保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などにおいて看護師等が緊急的な対応などを行う。

ファミリーサポートセンター事業

「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。

ブックスタート

「絵本」を抱っこされながら読んでもらうことで、赤ちゃんが人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間をもつことを応援する運動。

放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

母子父子自立支援相談員

母子家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事（生活上の問題、子どものこと等）や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸し付けの相談相手となり、問題解決の支援をする。

ま行

民生委員・児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

や行

わ行

ワークショップ

ある課題についてアイデアを出し合い、意思決定をする会議の方法。通常の会議との違いは、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されていて形式張っていないこと、グループの創造行為と合意形成に焦点をおいていること等。近年、住民参加型のまちづくりなどで、合意形成のために使われる手法で、様々なアイデアや意見の交換を通じて、参加者全員で判断をしながら進める。